

平成21年第1回砂川市議会定例会

平成21年3月11日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 圭 介 君
小 黒 弘 君
土 田 政 己 君
中 江 清 美 君
沢 田 広 志 君
吉 浦 やす子 君

○出席議員（14名）

議 長 北 谷 文 夫 君
議 員 矢 野 裕 司 君
増 田 吉 章 君
中 江 清 美 君
一ノ瀬 弘 昭 君
土 田 政 己 君
小 黒 弘 君

副議長 東 英 男 君
議 員 武 田 圭 介 君
飯 澤 明 彦 君
吉 浦 やす子 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	善岡雅文
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。
武田圭介議員の2回目の質問を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員 おはようございます。それでは、前日に引き続き一般質問を行います。
前日の答弁を踏まえての再質問から入りますが、まずその前段としまして今回のこの一般質問の大きな1点目と大きな2点目というのは、実は病院を核としたこれからの砂川市の将来像を描く上での一連の流れがあって、こういった質問になったわけなのですけれども、きのうの答弁を踏まえまして、これから少し私の意見を述べて、再質問のほうに移らせていただきたいと思いますと思っております。順番なのですけれども、まず最初に大きな2点目のほうから入ってまいります。

大きな2点目のほうで昨日お聞きしましたことに対する答弁では、これから新しい取り組みで、今までこういったものは砂川市の中ではなかったわけでありましてけれども、きのうの答弁の中では、今すぐには私も思っておりません。当然下準備と、あと商店会さんとか地元の団体さんですとかいろいろな相手のある話でありますし、協議をしていかなければならないこともいっぱいあると思うのです。そういったことで、実現に向けて今後一体となって取り組み、情報収集を行っていくという答弁で、非常に前向きな答弁であったのかなと評価しておりますし、この質問はこれを一つの道具として、これからの砂川をどうしていくのだということに直結してくるまず最初の一步という趣旨で質問したわけでありまして、というのも一昨日と昨日、総括質疑や予算審査特別委員会の中の質疑の中でもほかの委員さんからいろいろと市立病院の経営のお話等も出てきました。市立病院の経営ということに関しては、それは砂川市が責任を持って運営をしていくということなのですけれども、その市立病院の改築にあわせてこれから砂川のまちづくりをどう進めていくのだといったときに、これからの地域産業政策ということで、やはり北2丁目通り周辺のまだ空き店舗や空き土地というものがあります。そういったものに市が直接直営という形ではもうできない時代でありますけれども、民間の投資を呼び込んで、一緒に市立病院の改築とともに砂川市の発展に寄与する何かができないだろうか、そういった趣旨が含まれているのです。それで、この中空知地域におきましても現在企業ですとか事業者とか減少し、人口自体も減少している中で、今後市は病院の運営に力を注いでいかなければなり

ませんし、なおかつ民間が活発に、活発にというか、市立病院を核として民間の投資によってまちに活気が戻るような施策も考えていかなければならないというふうに思うのです。

それで、ちょっと調べてみましたけれども、これから地方自治体が地域の産業と企業の振興を図るためには3つの姿勢が大切であると思っております。1つは、地域経済を活性化させていこうという姿勢、もう一つは地域の基盤的技術の存在の重要性を再認識する姿勢、それからその地域に合った地域資源を有効に活用し、地域資源をより高めていく姿勢、この3つが本当に大事なことであるということなのです。砂川市内における地域資源としては、環境と医療といろいろと言われておりますけれども、これはこの後の大きな1の中でも触れてまいりますけれども、やはり砂川といえばスイートロードや各種のイベントでの成功例というのはいっぱいあります。ですが、市立病院という大きな財産を生かして、民間のさらなる投資を呼び込んでいくための施策、それがインターネット等を活用して、今使われていない空き店舗や空き土地をもっと積極的に市の外に対して発信していきたいと。そのための施策として市が何か協力することができるのではないかとということで、一般質問の中で他市の先進事例等を含めて市中心街地空き店舗、空き土地情報登録制度といったようなところを導入している他市があったものですから、そういったものに似たものをつくってはいかがですかというご提案だったのです。これは、今まで述べたようにこれからの砂川市をどうしていくかというためのあくまでも一つの最初の一步の取っかかりなのです、道具としての。その根底にわかっていたいただきたいのは、やはり地域政策ということで、今回のこの質問で取り上げたことでこれをとりあえずやってみました。これは、うまくいくかどうか、まだこれから始めることですからわかりません。わかりませんが、こういったことを一つの端緒としながら、もっと広がりを持ったこと、それから自覚的な地域産業政策というものを展開していただきたいなという趣旨なのです。

今までこういったインターネットというものが普及し始めてから随分と年月が流れているわけですがけれども、その中でも地域産業政策ということに関しては、これは砂川市だけではありません。多くの自治体にとっては、教育とか福祉とか土木といったように当たり前にしなければならない政策ではなかったのかなと。そこで、自治体にとっても予算的、人力的に十分な対応がとれなかったというところもあったと思うのです。ですが、砂川市も含めて現在全国的に都市と地方に格差があると言われておりますけれども、地域経済が低迷している中ではついつい対症療法的なものに目が奪われがちになってしまうのですけれども、こういったインターネットという非常に強い武器があって、地方からも大げさに言えば世界に向けて発信していける。そして、砂川には病院という財産があって、医療というのはこれからもますます発展していける余地が十分にある産業だと思うのです。ですので、まず取っかかりとしてはそういった周辺産業がこの病院の周りに集まってもらえるような取り組みというのを始めていっていただきたい。その前段としての空き店舗、空き土地対策なのですけれども、これは市が全部すべてをやるということは不可能だと思いま

す。ですので、きのうの答弁にもありましたように関係する団体ですとか所有者の方ですとか、そういった方々との協力、連携がなければ、なかなかこういったものもうまく活用し切れないのかなというふうに思っているのです。それをしただけではなくて、何度も繰り返しになりますけれども、地域産業政策というのはこれは今度市の部分で考えていかないといけない。その市が考えるにしても、経済部だけが考えればいいのだよとかという発想ではもういけなくて、やっぱり全庁的な取り組みというのは必要になってくると思うのです。既にいろんなこと試されていると思うのですけれども、それでもまだやはり民間の方から見ればどうしても意識的な縦割りというのがなくなったとはいえども壁というのは現実には存在しているのではないかなというふうに見えてしまうところも正直なところあるのです。意識改革ということがよく言われますけれども、そういったことではなくて、私は意識の覚醒だと思うのです。改革するのではなくて、もともと一人一人が持っているものを目覚めさせる、そういった施策をこれからは展開していくということが非常に必要になってくるのかなというふうに思うのです。

砂川市の今後の自治体としての生き残りを図っていく上でも何をまちの核と、核にするのか、言えばもうそれは市立病院しかないと思っています。市立病院がこれから一番の核になり得る存在でありますし、インターネットを活用して、周辺の商店街等がもう一度再生してくれればいいですし、もっと言えばさっきもちょっと言ったように周辺産業、まずは短期的には周辺産業、それから中長期的には基幹産業となるような、医療にかかわるですね、基幹産業となるようなものが砂川市内に進出してくれれば病院としてのまちづくりを考えたときにバランスよい発展ができるのではないのかなというふうに思っております。2番目の質問の中では、まだ本当初めの取っかかりで、今までなかったことですから、今後こういった形で協議していくかとかも詰めていかないといけないと思うのですけれども、こちらについては今まで申したように大きな観点から地域産業政策ということにもぜひ頭の念頭に置いて、今後とも図っていただきたいなというふうに思っております。それで、この辺については、地域産業政策ということ大きな流れとして踏まえたときに市として何か、今の段階では余り言えることはないかもしれませんが、お考えがあれば何かちょっと聞かせていただきたいなというふうに思います。

1番目のほうに移りますけれども、1番目のまず(1)のほうです。(1)もきのうの答弁の中ではこれから第6期総合計画が策定されていく前に、ことしの秋ごろをめどに意向の調査等を実施してまいりたいというお話でした。なかなか公平性とかという問題もありますし、金銭の負担になると正直なところこういった景気の状態では抵抗が強いのも事実であります。ですが、強引に推し進めることは当然ないと思いますけれども、仮に今回の第6期総合計画の中で難しいと、計画に反映されることがないとしても、これもまた中央の状況次第ではどうなるかわかりません。ロードヒーティングはないよりはあったほうがいいわけですし、負担がもし軽減されるのであればそれは軽減されるほうがいいに決ま

っているわけでありまして。ですので、国の施策動向の段階で流動的に動く要素というのは多分あると思うのです、いろいろと。そういったものが出てきたときに計画の中で、随時計画の中には見直し期間等もありますし、柔軟に対応していただきたいなというふうに思っております。ですので、これもまたすぐにできる話ではありませんけれども、そういった計画が策定された後にも柔軟に幅を持たせることが可能であると思っておりますので、その辺の考えについて再質問としてお伺いいたします。

それから、(2)でありますけれども、これは今回は一つの代表として市道北2丁目通りと市道西1条通りの交差点部分を取り上げましたけれども、病院の周辺の通りにはまだまだ同じような大きな、本当大きな水たまりができて、歩行者が歩くことに難儀している姿をよく見かけることがありますので、この質問、これを一つの代表として、これ以外の場所でも道路パトロール等で気になる箇所があればぜひ改善を図っていただきたいなと思っておりますので、その辺については多分異論はないのでしょうかけれども、一応そういう趣旨ですので、何かあればこの点についてはご答弁をお願いいたします。

それから、順番にいきまして(3)でありますけれども、これは今まで一般質問を多くされてきた議員さんというのは、ハードの面だったのかなと。これは、私の受けとめ方なのでありますけれども、例えば北2丁目通り、現在車道幅は北3丁目通りよりも狭いのです。両側の歩道が広いこともありまして、道路の拡幅をしてはいかがだろうかというような提案があったと記憶しております。答弁の中でもできたらそれはいいのだけれども、予算的にやはりなかなか難しいという話もあったのかなというふうに思うのですけれども、地域住民の一人として言わせていただければ、道路を拡幅することによってあそこの混雑が緩和するかといえば、ここは私の個人の意見ですけれども、必ずしも改善されないと思っております。むしろ逆に悪化してしまう可能性を秘めています。というのは、やはり金融機関に行かれる方というのは、悪気はなくても、現在も駐車禁止ですが、つい少しの間だけという形をとめてしまう方が多いのです。それが車道幅にゆとりができますと、本当ひどいときには大型バスが通れなくなるということは何回も目撃します。今のところ救急車が通れない状況というのは私は見たことはありませんけれども、確かにバスが通れないのは夏場であっても通れないこともありますし、道路を拡幅してしまうことにより、また自分一人だけでもとめても何ともないのではないのかなというふうにしてとめてしまう方がふえてしまうのではないかなと。目の前でずっと見ているわけですから、そういった現状があると思ひまして、なかなか予算的にも道路の拡幅が難しいし、実際広げたときの場合の可能性として今の状況が悪化する可能性もあるわけですから、では何がしかのことができないだろうかということで、そういう趣旨でお伺いしているのです。そのときに運営面として、例えば国道からの右折禁止なのですけれども、国道からの右折がなくなるだけでも大分状況は私は改善されると思うのです。これもちょっと不勉強で、正確な数字は今持っておりませんが、今回取り上げた交差点は年間大体大なり小なり数十件の物損事故は発生して

いるはずなのです。そういった事故が発生しているというのは、砂川市内の同一箇所としてはやはり私は多いところであると思いますし、それがそういう危険性というのは多分市のほうでも把握しているのではないかなというふうに思うのです。であるならば、なおさらこの右折禁止や例えば時間等に、時間あるいは車両等に制限を設けるといったことについては、決定権というのは砂川市にはないわけで、公安委員会のほうにあるわけですから、きのうの答弁の中では今のところはこれからの新病院の建設状況、それから開院後の状況を見定めながら、今後の推移をもうちょっと見きわめたいというふうなお話だったのですけれども、要請ぐらいは今の段階でもやろうと思ったらできるのではないかなというふうに思うのです。ですので、その辺についてもう少し答弁のほうでちょっとどういった状況を把握しているのか等を含めてお答えいただければなというふうに思っております。

それで、最後に（４）なのですけれども、これ市長、聞いてほしいのですけれども、市長が選挙のときに４つのまちづくりということで、いろいろと市民と協働とか市立病院の改築推進とかを挙げてられました。きのうの答弁の中では、法的には正式名称にすることは何も法的な制約はないのだけれども、ほかの通りとの兼ね合いでどうなのというお話だったのです。私も必ずしも正式名称がもし公平性とかの観点から難しいのであればそれはそれでいいのですけれども、仮に通称というのは勝手に言えることですから、それはそれでいいにしても、例えば同じ通称でも銀座通りとか柳通りとかといえば砂川市民だれか、だれでも多くの方わかるのです、場所がどこかということが。でも、残念ながら病院通りや、市立病院通りと言う方もいますけれども、そう言っただけではなかなかやっぱりわからない方はわからないので、これ正式名称ということにしなくても例えば広報の中で、今銀座通りはそのまま銀座通りと書いています。正式名称だと東１条通りです。それから、柳通りというのは正式名称だと西１条通りです。その一部の区間をとってそういうふうに言っていますけれども、そういったことで病院通り（北２丁目通り）というような書き方をするだけでも、正式名称は市道北２丁目通りですけれども、そういったことをやっていくことによって市長が進めるこれから市立病院を核としたまちづくりを進めていくのだというように私は意思の表明にもなるし、それから一番最初に言いましたように２番目のインターネットを利用した空き店舗、空き土地対策もこれ今私が言っている病院通りの縁にまだそういった土地とかがあるから活用してもらえれば、なおさらその病院通りという名前が生きてくるのではないかなというふうに思うのです。もちろん法的に正式名称にしろというふうになれば、では市内のほかの道路もここを何々名称、何々名称というような話が出てくるのだけれども、この病院通りどうして一般質問に取り入れたかという、やはり、何度も繰り返しになりますけれども、砂川市においてこれからどうしていくの、やっぱり医療、医療、それから市立病院を核としたまちづくりを進めていくのでしょうかという話を何回も市長も選挙の後の市政執行方針でも言われていますし、きのうの市政執行方針の中でもこれからやはりまちづくりを進めていく上では市立病院を核として、そう

いった民間の活力とかを導入してまいりたいといったような趣旨のことも入っていましたので、これはそんな、意識の問題なのですけれども、市民にそういったことを一体となってこれからの砂川を進める方向を考える上でやはり私は、言葉の問題なのですけれども、大切なことだと思うのです。そういったことについてのお考えというか、ご所見があればぜひ伺いたいなというふうに思っております。

ここで再質問は終わります。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 1回目でご答弁を申し上げましたけれども、議員からご提案いただきました空き店舗等の情報登録制度的なものの作成について早速商工会議所にご提案をいたしました。今後事務レベルで詳細な点などを協議いたしまして、前向きに取りかかりたいと考えております。ただ、3団体が一体となって取り進めなければならないことのでございますので、どちらがリーダーかではなく、連携した取り組みが今求められていると判断しております。空き店舗情報が作成されましたら、それぞれの団体のホームページを見てもわかるようにすることから、当然市のホームページにも掲載することとなります。なお、空き店舗が入られて開所された後の訂正だとか削除だとかのホームページ上の事務手続は、3団体の協力、市と、行政側と商工会議所、商店会連合会、これらの協力で同時に行わないとなりませんので、業務連携というのが必要になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、地域産業政策の関係でございますけれども、平成19年に内閣府から認定を受けました中心市街地活性化計画に基づいて行うわけでございますけれども、その範囲のエリアが202ヘクタールの範囲でございます。病院の北2丁目通りも含んでおりますけれども、市としては改築後の市立病院の来院者だとか、地域交流センターによる集客の方を核として、中心市街地にはできるだけ多くの方が回遊できるようにして、にぎわいを創出したいと。それから、子供から高齢者まで歩いて買い物ができるような日常的な便利で快適なまちなか居住と、これらの目標達成に向けて最終的な本計画の目標でございます商店街活性化につなげていくということでございますので、北2丁目を含んだ202ヘクタールの広範囲な中での商店街活性化が現在考えているところでございまして、その一部がまちの核となる市立病院でございますので、ご理解いただきたいと思っております。このような関係から商店街の再生につきましては、中心市街地活性化の計画が5カ年でございますので、今後中長期にわたっては第6期の総合計画につながっていくものと考えてございます。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 3点ほどの質問をいただきました。初めに、第6期総合計画で実施できない場合、今後ロードヒーティングの整備について柔軟に対応していただきたいということでございますけれども、今回このロードヒーティングの関係につきましては

北2丁目沿道の住民より受益者負担の賛同を得られない場合には第6期総合計画の中に入れることは困難というふうな考えでございますけれども、今後北2丁目通りの状況が変わった場合、またあるいは今現在でこのロードヒーティングの整備を行うのは補助メニューがなく単独事業ということでございますけれども、今後国の状況が変わりまして新しい補助メニューが出て対象になる場合、いろんな要素、変わってくる要素がございますけれども、そのときにはまた十分理事者も含めまして、十分に検討してまいりたいというふうに考えますけれども、そのときも前提といたしまして沿道住民より受益者負担の負担の賛同を得られればというふうなものが基本になるのではないかとこのように考えております。また、このロードヒーティングの整備につきましては、多額の費用が要するため、そのときの財政面も十分に考慮した中で、十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に交差点等の水たまりの修繕等々につきましてでございますけれども、議員さんご指摘の交差点の水たまりはもとより、ふだん道路パトロールによりまして道路管理を行っているわけでございますけれども、歩行者、または車両等々に通行に不備が生じる道路につきましても随時修繕を行っている状況でございます。したがって、議員ご指摘の交差点の水たまりももとより病院周辺の関係につきましても随時パトロールを行いまして、不備がある箇所については即時に対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、市道北2丁目通りの名称の関係でございますけれども、再度病院通りというふうなご質問でございますけれども、昨日ご答弁申し上げましたとおり、この市道名につきましては住所、または地域の名称を取り入れて、その路線がわかりやすい位置に名称を決めている経緯がございます。したがって、この北2丁目通りにつきましても条丁目の関係でわかりやすいように名称をつけているわけでございますけれども、議員さんのお考えは十分理解はできますけれども、今のところその市道名の変更につきましては考えはございませんので、この点につきましてもぜひご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 ご質問の交差点の箇所の事故の発生件数のお話もありましたけれども、ちょっと調べてみますと平成19年砂川市全体での人身事故が103件でありましたけれども、そのお尋ねの交差点については103件中1件、また物損事故につきましては平成19年度、587件でありましたけれども、4件が当該箇所となっております。また、平成20年に入りますと、人身事故、砂川市全体で56件でありますけれども、お尋ねの箇所ははまだ、今のところはありません。物損事故については、全体で516件、そのうち1件が当該の交差点というふうな状況になっています。

また、道路幅のお話もありましたけれども、お尋ねの北2丁目通り、これにつきましては車道が9メートル、歩道が4.5メートルの2カ所、そしてまた1本北側になりますけ

れども、北3丁目通り、これにつきましては車道が10メートル、歩道が4メートルの両側ということで、車道幅でいきますと北2丁目のほうが1メートルほど北3丁目よりは狭いというような状況であります。そこで、右折禁止、あるいは制限を設けたらということでもありますけれども、砂川警察署にも確認をさせていただきましたけれども、道内では札幌を除きまして国道から道道あるいは市道への右折禁止というのはほとんどないという状況でありました。そこで、ご質問のこの交差点について危険を解消するためということでもありますけれども、ご承知のとおりそういった箇所につきましては時差式信号機を設置というふうなことで、反対車線を停止させて、右折のみを通行させるということでもあります。砂川市内では一つの場所といたしましては国道12号と道道文珠—砂川線、いわゆる市民生協の付近でありますけれども、その交差点なんかにつきましてはそういった措置をとっています。ただ、ではその箇所はどうなっているのかということ、右側の専用レーンというようなことで箇所的には3車線というようなことで、右側通行を確保するというような状況でありまして、お尋ねの現地でいけば今片側2車線、4車線道路ですけれども、道路幅からいってなかなか難しいのかなど。そういうことでいけば、いろいろ検討する余地はあるのでしようけれども、現状なかなか難しいというような状況もございます。

それから、交通関係での要望の関係でありますけれども、これは当然町内会あるいは地域の方々からそういった要望があれば当然市が窓口となって、そして警察とも十分協議をさせていただいて、公安委員会に要望していくということになりますから、そういった要望があれば市としてはまず窓口としてしっかりと対応を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再々質問のほうに入ります。まず、大きな2番目のほうですけれども、これは早速迅速な対応をとっていただいたということですので、今からが本当のスタートですので、これからぜひともこれが有効に活用されていくように、そして成功するようにご尽力いただきたいなというふうな意見として終わります。

それから、大きな1のまず(1)ですけれども、これも国の情報等を、常に先進の情報等を集めながら状況の変更に、状況の変更があれば迅速な、迅速で、かつ柔軟な対応がとれるようにその動向を注視していただきたいなと思いますし、本当希望としてはやっただけならば、やっていただいて、市民の負担が少なければ少ないほどありがたいわけですから、そういったことも含めていろいろと関係機関とも働きかける、または中央の動向も見定めるといったことをお願いしたいと思います。

(2)につきましても、これにつきましても今後の道路パトロール等で気になる箇所等があれば修繕等にされるということでしたので、それもよろしくお願いいたします。

それから、(4)なのですけれども、これもわかりやすい条丁目というのはわかりました。それで、私も2回目の再質問の中で正式名称ではなくても、先ほどと繰り返しになり

ますけれども、銀座通りといえば砂川でいえば駅前をあそこ、それから柳通りといえば砂川の歓楽地のあそこということがやはり市民の皆さんがわかるので、そういったことも、あくまでも正式名称にはですからこだわっていないのですけれども、そういった下地づくりとか、醸成づくりというのは、せっかくの病院の改築というのはもう今後なかなかこんな大きな病院の改築というのはあり得ないと思いますから、そういったこともやはり動きとしてはなかなか市が音頭とるというの難しいのでしょうかけれども、できれば何がしかの投げかけ、または機運づくりというのは、それぐらいはできるのではないのかなと思ひまして、その点についてだけ再々質問としてお伺いいたします。

それから、(3)については、こういったものは本当は一般質問に余りなじまないものなのかもしれませんけれども、なぜ取り上げたかという、先ほどちょっと私事故の統計の件数見間違っていたのがあったのでしょうか、全然件数発生していないというのですけれども、これはあくまでも警察に受理された件数であって、軽微な物損事故であれば届け出をしないでそのまま行かれる方もいらっしゃることも事実なのです。ですが、件数は私が思っていたよりはやはり少なかったのかなというふうには、その点については自分の調査がちょっと甘かったなどは思っておりますけれども、いずれにしても危険な箇所には変わりはありませんので、ですので、砂川市が病院の改築を進めていく上で、あそこには今後民間開発による業者さんの工事車両等も入っていきますから、何がしかのやはり公安委員会等に対する働きかけを市がまずしてもいいのかなと思つた趣旨でお伺いしたのです。市に決定権があれば、これはなかなかいろんなほかの市内の状況等々、公平性というものもありますから難しいのかなと思つたのですけれども、要請に関しては地元の要望が上がる前に危険な箇所という認識があたりであればやっておいても、決めるかどうかは公安委員会の判断ですから、それはわかりませんが、そういう要請だけはここに限らず市内の危険な箇所がほかにも多分あると思うので、そういったことはやはり市は積極的に警察とも連携しながら、公安委員会に投げかけていくべきではないかなと思つたのですけれども、その点についてだけ再々質問としてお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 建設部技監。

○建設部技監 金田芳一君 北2丁目通りの市道名の再質問でございますけれども、先ほど来から市道名のことにつきましてはわかりやすい路線の位置ということでご答弁を申し上げている次第でございます。したがって、この市道名については変更の考えはございませんけれども、通称の名前で皆さんが病院通りというふうに呼ぶのは一向に差し支えがないのではないかとこのように思ひますので、この市道名については変更の考えはございませんので、この点もひとつご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 1回目のご答弁で申し上げましたとおり、ご承知のとおり国道12号線のように交通量の多い交差点の右折、これについては当然交通安全上リスクが伴

うものでございますけれども、それも今ご指摘ありました現在の状況、そしてまたお話ありました市立病院の改築、あるいは民間による再開発、それらの関係につきまして既に市と市立病院、そしてまた砂川警察署で協議を進めておりますけれども、引き続き人の流れ、あるいは車の流れは実際どうなのかというようなこともこの周辺の状況総合的に含めまして検討しておりますので、またしばらく検討する時間もいただきたい。その際には当然ご指摘ありました交差点の関係、そこも含めて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、一般質問を行います。私は、今回の一般質問は第1点だけです。スイートロード事業についてお伺いをいたします。

平成21年度の予算からは、スイートロード事業に対する経費がなくなっていました。最近では砂川はお菓子のまちとか、砂川といえばスイートロードと市内外の方々や国や道の皆さんも話すほど砂川を代表する事業となっていました。なぜスイートロード事業が予算から削除されたのか、またスイートロード事業のこれまでの実績と評価についてお伺いをいたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、大きな1番、昨年度まで実施されていたスイートロード事業に要する経費が平成21年度予算にないこととスイートロード事業のこれまでの実績と評価についてご答弁申し上げます。

最初に、すながわスイートロード事業は、砂川のお菓子の魅力を最大限活用して、砂川のイメージアップと市内外消費者の誘致の2点を目的に平成14年度から実施され、本年度で8年目を迎えております。当初事業予算は15万円で、すながわスイートロード協議会を立ち上げ、協議会の構成は砂川青年会議所、砂川商店会連合会、砂川消費者協会、砂川観光協会、行政などで組織され、砂川菓子組合の各個店は協力団体としてスタートいたしました。協議会は独自財源を持たないため補助金を交付するとともに、市内商店会全体のレベルアップに重点を置いて、地域の人々が自慢できる砂川づくりに取り組み、砂川らしい商業活動、商店会づくり、中小企業の業務提携、販路拡大による地域経済への波及効果を得るために各事業を展開してきたところであります。スタート時はまだ砂川のお菓子の知名度も低かったため、地域ブランド名、すながわスイートロードとするには積極的に道内有名観光情報雑誌や道の駅にあるスタンプラリー帳に掲載し、スイートロードマップの作成、FMラジオ、テレビ報道など、雑誌やメディアを利用したPR事業を行い、お菓子の魅力を活用した砂川のイメージアップを図ったところであります。2年次目、3年次目は、北海道経済産業局と砂川市の助成で事業予算も500万円と増額となり、平成17年度は国からの助成措置が2年間で終了したため、砂川市が単費で全事業費を助成する支援を行いました。翌18年度から20年度までの3年間は、新たに北海道市町村振興協会から4割ほど助成を受け、砂川市の助成措置とともに各事業を展開してきたところでありま

す。特に平成18年度からは、すながわスイートロードの旅とした市内観光ツアーが民間企業で企画され、札幌、旭川、苫小牧方面から年平均500名を超える観光客が当市を訪れるようになってきたところであります。

この7年間で砂川のお菓子の地域ブランドが広まり、当初の目標でしたお菓子の魅力を中心とした砂川のイメージアップと市内外消費者の誘致は大きな成果があらわれてきていると評価しておりますが、菓子店の集客を商業界への経済波及効果、商業、商工業振興につなげるという側面を見ると不十分な面も見受けられることから、商業界のさらなる連携強化を要するため関係者と協議検討の上、新たな企画とアイデアで新年度の事業計画を計画したところであります。事業実施から情報媒体を活用した継続的なPR活動により、すながわスイートロードの知名度向上が図られ、PRに係る経費を削減できるようになってきております。中心市街地活性化基本計画のソフト事業は、7年間継続してきたすながわスイートロード事業を土台として組み立てることができました。本年度からは、新たにスイートロード事業を含めた中心市街地活性化事業として中心市街地活性化基本計画に記載されたソフト事業を円滑に実施するため、砂川商工会議所を中心に組織された中心市街地活性化協議会が主体となって、お菓子で誘致した消費者、観光客を商店街に誘導するため、常に商業活性化を意識した事業展開を図ることとしたところであります。本年度は、新規企画として匠のものづくり事業を新たに創設し、また継続事業であるすながわスイートロード事業のほか中心市街地回遊事業としては商店再発見スタンプラリー、ジャリン子七夕やハロウィンパレード、ショッピングウォーキングを計画し、いろいろな角度から商店街の活性化に寄与する事業展開を図り、さらにお菓子の観光ツアー客の誘導と市内見学の案内役を務める観光客誘致事業、空き店舗を利活用した地元農産物や特産品の販売などを起こる、行うコミュニティスペース事業を予定しております。したがって、ソフト事業は、事業費の増減ではなく事業内容が決め手でございます。すながわスイートロード協議会は、本年度までの7年間国や砂川市から事業費の全額を助成する体制でありましたが、今後は商工業者がみずから知恵と汗を出していただき、商店会への誘導を商工会議所と中心市街地活性化協議会が一体となる体制を構築することが必要と思われる。ご質問いただきました予算書では、スイートロード事業という名称が記載されておきませんが、スイートロード事業を含んだ新たな展開が行われる事業として、中心市街地活性化協議会に対する指導機能の強化が図られたとご理解いただきたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 2回目の質問に入らせていただきますけれども、今のご答弁を聞いていて非常に残念な内容であるなというふうに思っています。今後の商店、商工業者さんはみずから知恵と汗を流していただきたい。僕からしてみれば冗談ではないですよ。十分知恵と汗流してきているのです、今までも。実態を知らないから、こういう言葉が出てくるのではないのでしょうか。例えば1つだけお話しします。市長は、見られたことがある

かどうかわかりませんが、今道新のぶんぶんクラブというところが、先ほどの答弁にもありましたけれども、札幌や旭川や苫小牧からバスを仕立てて、このスイートロードにやってくるのです。僕は、たまたまその1台のバスが到着したときに出くわしたのですが、皆さんおそろいのジャンパーを着て、満員に乗ってきているバスのお客さんたちを接待をしていらっしゃいました。そこには市の職員もいました。そして、仕事を途中から抜け出してきて、お客さんたちを案内しているそれこそ民間の方々、商工業界の方々がたくさんいらっしゃいました。札幌側から来たお客さん方にしっかりと丁寧な対応をして、本当に感謝の気持ちでお客さんたちと接していました。これが汗を流していないなんて言えるのでしょうか。それぞれ仕事を途中で手をとめてやってきています。これは、これから話をしていくたった1つのまだ出始めですけれども、まず何で今どきのなのでしょう、今何でやめるのでしょうかということなのです。

それで、これまでの砂川というのはよく、よく言われました。ほかの方々からも砂川ってどんなまちって市外の方々に聞かれたときに、私も正直含めてなのですけれども、例えば旭川と札幌の間とか、ちょっと人口少ないのだけれども、公園がたくさんあるとか、余り自信を持ってこうというようなことがなかったように思うのです。ところが、最近ではもう新聞にもいっぱい報道されますし、テレビやラジオなんかにもいっぱい報道されていますし、砂川ってお菓子のまちなのだ、あるいは砂川といえばスイートロードだよねというのはもう本当に一般的になってきました。これどこ行ってもそういうふうになるようになってきました。そして、市長も市民の方々に前にあいさつするときには、よくこのスイートロードの話題を出されていました。市長、首振らないで、そのうちちゃんとそのマイクでしゃべっていただきますので。市長があいさつされるときは、僕は真剣に聞いているのです、どういふことをしゃべられるのかなと。最近ではよく、自分の心のうちはどうかは知りませんが、スイートロードのお話はされていました。それで、何で今ということなのです。例えばこのスイートロードに至るまでというのは、なかなかお菓子の、お菓子業界の方々も1つにまとまっていなかったのは事実なのです。私も大分以前になりますけれども、何とかまちの活性化にならないかということであるお菓子の店主の方にお話をしました。いや、お菓子屋さんたくさんあるのだけれども、どうもよくどこに何があって、散らばっているのだから、わからないという話があるので、代表的なお菓子をどっか1つにまとめて、アンテナショップというのですけれども、そういうものをつくられたらどうでしょうとちょっとご提言をしたことがあったのですけれども、いやいや、小黒さん、ちょっと無理だねと。皆さん一国一城のあるじだし、なかなか協力してそういうことをやるということは難しいねとお話をされていたのです。やっぱりそうかなというふうな思いもしていたのですけれども、そうこうしているうちにこのスイートロードという事業が生まれてきました。私は、市長、これ本当に民と官の市長がよくこれもおっしゃっていらっしゃる協働事業の成功事例だと私は思っているのです。今事務局は、商工労働、商工労働観光課

の中にあります。そして、先ほどの答弁にもあったようにいろんな団体がこの協議会を構成しているのです。お互いに協力し合って、どんどん砂川という名前を売りたい、砂川のイメージというのをどんどん売りたいということでこれまでやってきて、やっとここにきて実績がついてきて、本当に皆さんも砂川のまちってこういうまちなのだよということを少し上を向いて話ができるようになってきている、今それがこのときだと思うのです。

まず、1点目、最初にお伺いしたいのは、スイートロード事業がなくなったわけではないというお話が今あったと思うのです。そして、活性化、中心市街地活性化協議会にお金が入っていくのだと、そういうお話だったと思うのですけれども、そのスイートロード事業に対するその中に入っている予算というのは幾らなのかまずお伺いをしたいと思うのです。

それで、実はこうやってスイートロード事業というのは予算に計上されなくなるとどういことが起こってくるのかということなのですけれども、市長は毎年この3月定例議会では1年間の市の方針というものを演説をされます。きのうも行われていますのですけれども、その中の何年間かのお話をちょっとさせていただくのですけれども、まず平成17年度の市政執行方針の中では、市長は商業振興の部分でこのようにお話をされています。お菓子を通して本市の魅力を全道、全国に発信し、中心市街地への集客と魅力的な商店街の創出に向けて積極的な事業展開に取り組むすなわちスイートロード協議会に対し引き続き支援を図ってまいります。平成18年では、同じく商工業の振興では本市のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市内外消費者の誘致を図ることを目的としたすなわちスイートロード構想は全道、全国に話題として取り上げられ、本市の知名度の向上の成果を上げたところであります。平成19年度では、4年目を迎えるすなわちスイートロード事業は、札幌圏を中心に観光バスツアーによる来客の増加が実現するなど新たな展開につながっているところであり、策定する中心市街地活性化基本計画のソフト事業としても深く連動するものであります。平成20年度にも同じように触れられています。スイートロード事業による市内外の消費者の誘致を図るなどソフト事業を展開し、集客を中心市街地へ回遊させることだというふうに、必ずスイートロードの評価をこれまで市政執行方針の中で触れられてきました。それほどやっぱり市長もスイートロードの評価はされていたのだろうというふうに思います。ところが、昨日お伺いした市政執行方針演説の中には、スイートロードの字も出てきませんでした。ああ、スイートロードは市長の気持ちの中では終わったのかなというふうに私は思ったのです。これはとても残念なことです。せっかくの砂川の目玉が今ここにできたときに、何でこのときに、財政が厳しかったら今までの国等の含めての補助金200万ですか、この事業費を減らしても、減らしても予算書の中にしっかりと組み入れていただきたかったなというふうに私は思っているのですけれども、この辺のところぜひとも市長のこのスイートロード事業に対するお考えというのをお伺いをしたいと思っております。

2回目そこで終わっておきます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

○副議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

小黒弘議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 経済部長から今答弁ありましたけれども、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

市政執行するに当たってこの補助事業に対する内規といいたいまいしょうか、物の考え方が実はあるわけでありまして。一たん補助事業、補助金を出すと、未来永劫にそのままあるものではなくて、ある意味では、言葉は適切かどうか知らぬけれども、呼び水的に、今この団体にこの補助金を出すことによって何とか早く一人前になってほしいという願いを込めながら補助事業を実施するわけです。したがって、行政改革委員会も言われているのでありますけれども、3年をめどに補助助成制度をし、新たな政策展開の課題によっては新しいそういう団体に対する補助事業出して、その団体を育成するというのが私ども基本的な考え方でありまして。ただ、私は前にもこの本会議場で言ったのでありますけれども、しかし3年をたってみてもまだ一人前になっていない、あと一、二年を出すことによって心身とも一人前になり、手前でやっていけるといふことがあるならば、一、二年はまだ我慢しなければならぬのではないだろうかというふうには思っておりました。

今までスイートロード事業は、平成14年から昨年の20年までで金額的にいうと2,000万を超える補助事業を実は実施をしまいたったわけでありまして、今までにない実は補助事業でありました。したがって、今までの経過を見ながら、そして実績を見るとそろそろスイートロードという事業は一人前になって、手前のほうで自己研さんを積んで今後とも運営できるという私どもは見通しを立てて、今回単独事業に対する補助助成をやめたということでありまして。したがって、現在商工会議所が中心になりまして中心市街地活性化協議会補助金というものが、協議会がございまして、これは商工会議所の会頭が会長になって実は進めているわけでありまして、この中で砂川の商工振興をどうやって図っていくかということが進められているわけでありまして、その一つの中にスイートロードも加わっておられる。したがって、会議所としては、私どものほうから金額は10万円と少ないけれども、やはりスイートロードを今後とも会議所のその振興の中で図っていただくようにということで会議所との協議を進めながら、ここにこうやって予算から外したということでありまして、私どもはスイートロードがなくては、要らないという立場ではな

くて、十分市からの補助がなくても自分たちでやれる、そういうふうに認めまして、いや、いう考え方に立って、この補助制度を打ち切った。そして、言葉は打ち切ったというのは適切ではなくて、新たな会議所中心となった振興協議会のほうにそれを移行してやっていただくというふうに決めたということです。

○副議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 いや、市長、お言葉ですが、何が一人前なのですか。大の商工業界の大人の人たちをつかまえて、一人前になったかならないかなんていう話が市長の言葉から出てくるとは思いませんでした。余りにも失礼ではありませんか。皆さん方は、自分たちの商売ちゃんと一人前にやっていますよ。その商売の中の時間を割いて、砂川市のまちのためにそれぞれのできる限りのことで協力をしていただいているのです。補助金を出して育成する、違うでしょう。砂川のまちをPRするために協力してもらっていたのだと僕は思うのです。砂川のまちづくりでお金をもらって動いているのは、砂川市の職員と私たち議員だけです。それ以外の方々は、みんな自分の仕事を持ちながら、生活をしながら、その合間にまちづくりに協力してもらっているのです。僕らがこれを忘れてしまったら、官と民との共同作業なんていうのはできないと思うのです。それを今市長の口からお伺いするとは残念ながら思わなかったのです。市長ずっと官と民との協働と言われているではないですか。どれだけの思いで皆さんは仕事の手をとめて、よそからのお客さん、お菓子屋さんばかりではないです。お菓子屋さんに関係する人ではなくても、みんな手伝ってくれているのです。一人前になっているとかなっていないとかではなくて、そういう協力の中から今このスイートロードというものが全国的にも知名度を増して、砂川といえばという言葉が今やっと出始めたときです。これから先これをもう少しどう発展していくのか、もっと産業とどう結びつけていくのか、まさに市長がこれから、これまででも言っていたお菓子というものを基盤にしながら、異業種でどういうふうに全体の産業として高められていくのかということの今やっとスタートラインについたところなのです。それが何でスタートラインかといえば、今まで本当に砂川って一体何が目的なのだろう、何が、公園面積正直日本一だったってどうやってお金に結びついていくの、緑がたくさんあるといたってこれがどう産業に結びついていくのとほとんどの市民の方々は思っていたと思うのです。でも、お菓子だったら何か可能性あるのではないのと思えますよね。僕は思えます。もっと細かく言ってしまうと、例えば国の政策だってこれからお米をどういうふうに扱っていくのか、これから米粉というものを大事にしていかなければいけない。では、米粉とお菓子、すぐ結びつくではないですか。一つの農というものとお菓子というものがここで合体するわけです。異業種交流です。きっとこれからは、それぞれのお菓子屋さんが代表的なものを統一のブランドとして、統一の包み紙として、すながわスイートロード協議会へ発信するというようなことだって私は十分行っていけると思うのです。実は、うちの会派で昨年行政視察に行ってきたところが徳島県の上勝町という小さな町なのですけれども、ここで

そこら辺にある葉っぱを料亭のつまみみたいな形で売り出す事業をやっているのですけれども、これとてもう今現在テレビで紹介されるまでに14年も5年もかかってやってきているのです。これまでなかったものを、いや、あったものをどう生かして、これを全国的に発信するかというまでにはやはりどうしても時間がかかるのです。その時間のかかる途中で、せっかくみんながやる気になったこのときに何でそれを今切っていかなければならないのでしょうか。

今まで200万円あったものが今年度は幾らかというと10万円というお話を今聞きました。スイートロード協議会では今30人以上の会員さんがいるのです。10万円月に割ったら8,000円ですね。みんなボランティアで出てきて話し合いしても、1回の弁当代にもならないではないですか。まちのために、まちの活性化のために、まちのイメージアップのためにみんなが話し合っているこんなときにもお茶の1杯出たって、お弁当出たっていいではないですか。そのお金にもなりませんよ、10万円なんて。ここまで砂川というもののイメージをこんなに広げていったこのスイートロード協議会をこういう形で私は切っていく、いや、縮小させて、余りにも縮小というか、もうなきに等しい予算ですけども、本当にもったいないと思います。ぜひとも市長の気持ちが変わってもらえることを私は心の底から今望んでいるのですけれども、スイートロードというのはとても今有名になっていまして、いや、その前に1つ話しておかなければいけないのが今これで中心市街地活性化協議会のほうにまちづくりの基本を移すような今お話がありましたけれども、これ僕逆戻りしていくと思うのです、まちづくり、まちの活性化のためにも。それは、何で逆戻りしていくという話になるかといいますと、中心市街地活性化といってインターネットで検索したとします。これ約267万件ヒットするのです。ところが、スイートロード協議会と入れます。そしたら、9万2,000件なのです。しかも、このスイートロード協議会、砂川って書いていないですよ。スイートロード協議会と打ち込んで検索したら、ほとんど砂川なのです。すながわスイートロード、砂川なんとか、砂川はお菓子でどうのこうのと。これだけ特色があるのです、このスイートロードというのは。ところが、これからお金をかけようとしている中心市街地活性化協議会、どこにでもあるのです、どのまちにも。でしょう。今までこうやって言ってきませんでした、どこにでもある金太郎あめみたいな政策はもうやめようと。そこでやっと見つけたのがスイートロード協議会、スイートロード事業ではなかったのですか。今はまだ早過ぎますよ、市長。もうちょっとお金出してやってください。今やめたら、民間の人たち多分やる気なくすでしょう。せっかくここまで頑張ってきたのにという気持ちになると思います。

今まで2,000万円を超えるというお話がありましたけれども、僕は砂川市の宣伝広告費だと思えばそんなに高いお金ではないと思うのです。しかも、この中に国の補助金というのが結構入っていますよね。何ほ発信したって、何ほ議会でしゃべったって、砂川って売れませんか。でも、スイートロードは本当に売れたのです。こんなこと今までになか

ったですよ。だから、滝川はすぐまねしましたよ。こういうチラシあるのです、今。ついこの前なのです、これ、チラシを今滝川で出しているのですが、たきかわスイーツ・アクション・プログラム、冬の雪をイメージしたふわふわということで、たしかこれうちのスイートロードでもやっていたのです、こういうこと。このお金はどこから出ているかというと、ちゃんと出るところから出ているのです。僕はちょっと悔しかったので、この滝川のお菓子を何種類か食べました。はるかに砂川のお菓子のほうが洗練されているし、砂川のお菓子のほうがおいしいです。砂川は、とっても大きく育ってきていると思います、今。このチャンスを、この芽を行政がつぶしてはいけませんと私は思います。行政のせいにしてはいけません。民間の皆さんがもう疲れたから、もういいからと言うまで僕はやるべきだと思うのです。

市長、市長がにこっとしてあいさつをよくしてくれる場合あるのです。本当にこんな話変ですけれども、民間の皆さんうれしいのです。いや、頑張ってもらってありがとうと市長がにこっと笑って言うてくれたら、いや、それはその場でうれしいなんて言う人だれもいないですけれども、きょう市長寄っていつてくれたとか、市長見ていてくれていると僕はいろんな人から聞きます。ぜひ頑張っているスイートロード協議会にもう少し予算をつけてほしいし、もう少し見守ってあげてほしいというふうに思うのです。民間の人方、人たちの協力をぜひぜひもう少し続けてあげてほしいというふうに思っています。

このスイートロード協議会の中で、きのう、きのうではない、去年ですね、とってもいいイベントをやりました。スイーツバイキングというイベントがあったのですけれども、市長も副市長も行かれたことありましたか。ここはすごいイベントでした。今までと全然来ている人たちが違うのです。僕あんなに若い世代の人たちを見たのは初めてでした。お菓子にはそれだけの魅力があるのです、きっと。僕もチケットを買ったので、女房と2人で行きました。1時間半を待たされました。1時間半待って入ったのです。でも、その中にお菓子屋さんたちの工夫が見られたのです。どういう工夫かといったら、お客さんにいろいろなお菓子を食べさせてあげたいというふうに考えて、普通のケーキはこんなこのぐらいの大きさですけれども、その半分とか3分の1の特製のケーキをつくって並べているのです。お客さんたちは、おなかいっぱいになるかもしれないけれども、これもこれもあれも食べられたのです。すばらしい企画ではないですか。お菓子屋さんたち努力して、普通の仕事とは別にそのイベントのために小さいケーキつくったのですよ。やっぱり並んでみてわかりますよね。でも、このスイーツバイキングには、ゆうでやったのですけれども、会場費がかかっています。ちゃんと民間同士でもふしだらなことしていません。会場費をちゃんと7万3,000円だか払っているのですけれども、さっきの10万円の予算ではお弁当どころかせっかくのこういうスイーツバイキングといういいイベントも、会場費も大変ですよ。市長、何とかもうしばらく続けてあげてほしいと思います。ご所見あればお伺いします。

○副議長 東 英男君 市長。

○市長 菊谷勝利君 基本の物の考え方がちょっと小黒議員とは違うのでありますけれども、実はこの砂川の商店街を見るとどうも最近シャッターが閉まっているのではないかと、人通りが少ない、商店街に余りお客が入っていないようだ、こんなことから商工担当の部署が考えついたのは、砂川で今元気のある商売をなさっているのは何なのだろうというとお菓子屋さんだ、このお菓子屋さんをさらに全道、全国的に売ることによってよそからもお客さん来てもらえるのではないだろうか、そのことによって砂川の商店街が元気になるのであろうという、そういうことからスイートロードをいわばつくり出した名称なのです。したがって、これは立ち上げるに当たって民間主導ではなかなかできないと、市から補助助成によって何とかこれを立ち上げて、そして将来は自前でひとつやってみようという、いわば砂川市の補助制度を基本にしてこの事業を立ち上げてきたのです。再三小黒議員さんおっしゃったように今もう名前売れているのではないかということは完成したということなのです、小黒議員さん。今全道からバスで砂川にツアーを組んでお菓子屋さんに来てくれる。できればお菓子以外のものも他の商店街に寄ってお買い物していただきたいということで、既に私どもとすれば7年ほどかけてそういう事業展開をしていただいたおかげで商店街にも潤いを今あるぞと。したがって、中にはスイートロードの協議会に入っている方々もいつまでも補助助成というわけにならないなど、手前でも何とか少しやっていかなければならないという、今現実はそのようなお話も我々聞いているわけです。あるいは、一面補助助成をいただいているところで、いつまでもスイートロードだけでしょうか、私たちも新しい事業展開をしたい、新しい一つのものを見たい、やりたい、そのためには我々にも補助助成をしていただきたいというものもやはり数多くあるのです。したがって、私どもとすればそういうものを見ながら、そろそろひとつこの一人前という言葉はどうか知らぬけれども、私どもは内規で互いに自前でひとつやってみようような育成指導ということで、しかも先ほど言ったように本来3年ないし5年というのも7年ほどかけて、もちろん国、道の補助ありましたけれども、今までこれだけ2,000万というお金をかけてやってきたわけではないのです。しかし、私どもは途中で切ることが先ほど来小黒議員さんおっしゃるような今途中で切ってしまうことは、いろいろ「じゃらん」やいろんな宣伝をしていったのが途中で消えてしまうと、何とか十分行き渡るようなものをもう少し待とうということで、やろうということで7年かけてやってきたということなのです。この予算査定のときに再三私ども担当部課長にいつまで続けるつもりなのだと、そしたら僕のほうでは市長まだまだ住民なり、対外的にまだ根をおろしたのではないと、だからもう少し頑張ろう、幸いにも道もこれを認めてくれたと、こういうことで続けてきたのです。だから、その辺を見て、単なる切ったということではなくて、我々の目から見るとそろそろ自分たちでこの事業展開をしていくと、いけると。しかも、それは会議所の一つの団体の中で一緒になってやると、こういうことなのです。ですから、その辺をひとつ理解をいた

だいて、商店街が一人前になるとかならないということではないのです。スイートロードという協議会が、宣伝をすることの協議会が十分やり得てきた今日の成果が我々は今ここのでよろしいのではないかとということなのです。そして、今後は新たなそういう団体等があれば、あるいはしていかなければならないものあればそこに振り向けながら新しい事業展開をしていくと、そういうことでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、砂川市の基幹産業である農業の問題と高齢者福祉対策について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、農業の問題について質問をいたします。政府が示した水田フル活用政策と農地改革プランについてまず最初にお伺いしたいと思います。昨年の世界的な穀物価格の高騰による食料危機を受けて、政府は10年後に食料自給率50%にすると言い出し、その柱として水田フル活用を強調し、平成21年度の農業予算案でも水田等有効利用促進を重点政策の第1に挙げています。また、農林水産省は、昨年12月の農地改革プランを、12月に農地改革プランを発表し、農地制度について所有にこだわることなく、農地の適切な利用が図られるよう、図られることを基本とする制度へ再構築するとして、去る2月24日、農地法改正案を国会に提出いたしました。政府は、この水田フル活用政策と農地改革プランで国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくと言っていますが、農業委員会や農業団体から多くの疑問や意見の声が上がっておりますので、次のことについてお伺いをいたします。

まず、第1に、平成20年、平成20年度第2次補正予算の水田フル活用推進交付金の内容と市内農家への配分総額及び支払い時期の見通しについてお伺いをいたします。

2つ目に、政府の水田フル活用政策の内容と市内農業へ活用する場合の課題について伺います。

3点目に、農地法改正案の具体的内容と市内農業に及ぼす影響、また市農業委員会から建議を受けての政府に対する要望事項についてお伺いしたいと思います。

次に、肥料・燃油高騰対応緊急対策補助事業について質問をいたします。昨年来の肥料等の高騰から農家経済を守り、食料自給率の向上を図ることを目的に政府は肥料・燃油高騰対応緊急対策事業を打ち出し、新砂川農業協同組合が中心に市内農家の申請を取りまとめているようですが、この補助事業の内容と砂川市の対応についてお伺いをいたします。

最後に、高齢者の医療費無料化について質問をいたします。高齢者の尊厳を踏みにじり、医療差別と耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療制度が導入され間もなく1年を迎えますが、この制度の中止、廃止を求める国民世論が全国で沸騰し、野党4党が共同で参議院に後期高齢者医療制度廃止法案、廃止を求める法案を提出して可決をしております。

こうした状況のもとで今全国の多くの自治体でお年寄りに優しいまちづくり宣言を行い、高齢者医療費の自己負担分を自治体が負担し、高齢者医療費の無料化を進める自治体がふえつつあります。予防と健康づくり、早期発見とあわせて実施すれば、医療費や介護費の抑制効果もあり、この高齢者医療費無料化制度を積極的に推進すべきだと言う専門家もおります。高齢者医療制度の無料化について砂川市として積極的に検討するお考えはないかお伺いし、第1回目の質問といたします。

○副議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは最初に、大きな1番についてご答弁申し上げます。

最初に、（1）、平成20年度第2次補正予算の水田フル活用推進交付金の内容でございますが、我が国の食料自給率の向上を図ることから全水田面積の6割で主食用米の生産を行い、残り4割の水田において自給率が低い作物である大豆、麦や米粉用米、飼料用米などを生産するため、水田が最大限活用されるように水田最大活用推進緊急対策実施要綱が平成21年1月27日付で制定され、減反政策、稲作減反政策から脱却して、水田を最大限活用する取り組みを強力に推進していくこととなったところでございます。事業の仕組み及び交付額は、20年産の生産調整実施者で21年産においても生産調整を実施することを約束した農業者に対し、主食用水稲作付面積に応じて10アール当たり3,000円を支払うもので、地域水田農業推進協議会を通じて対象農家に交付されることとなっております。

次に、市内農家への配分総額及び支払い時期等でございますが、20年産の水稲作付面積における交付金対象農家戸数は103戸、対象水稲面積4万3,210アール、交付金総額1,296万3,000円の予定となっております。支払い時期につきましては、国や北海道の交付決定を受けて21年度当初の4月から5月上旬をめどに支払いができるように現在地域水田農業推進協議会で事務を進めております。

次に、（2）、政府の水田フル活用政策の内容と市内農業へ活用する場合の課題についてでございますが、平成21年度の通称名、水田フル活用の取り組みによる政策は、新たに水田等有効活用促進交付金が創設され、水田の最大限の有効活用を促進するため、米粉用米、飼料用米の生産拡大に対し10アール当たり5万5,000円が交付される制度内容と従来からの水田畑作経営所得安定対策による交付金が合算されて、10アール当たり小麦4万円、大豆2万7,000円に加え、新たに10アール当たり3万5,000円が上乗せされる内容となっております。また、既存の産地づくり交付金が見直され、産地確立交付金となりましたが、基本的には20年度の算定方法を踏襲し、転作作物に対する交付金となっております。

次に、市内農業へ活用する場合の課題であります。主食用米の需要が年々減少してきた結果、生産調整による減反政策の影響からトマトやキュウリなどの新たな転作作物によ

り農業所得が向上した好結果もありますが、転作作物の栽培技術の向上や稲作専用の農業機械の非効率性など減反政策への課題もあり、国の食料自給率の維持向上を図るためには農業所得が安定する作物体系の農業経営が求められていると認識しております。

次に、(3)、農地法改正案の具体的な内容と市内農業に及ぼす影響、市農業委員会から建議を受けて国に対する要望事項についてであります。最初に農地法改正案の主な内容は、農地は耕作者みずからが所有する自作農の考え方から農地の効率的な利用を促進する考え方に見直され、国民に対する食料の安定供給の確保を目的とされたところであり、次に、農地転用の見直しで規制強化され、公共施設用地の転用も実質許可制となり、違反転用に対する罰則が強化され、該当する者は3年以下の懲役、または300万以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金刑となります。一方で、株式会社などが一定の条件のもとで農地を借りられるようになるほか、農業生産法人への出資制限が規制緩和されております。また、相続により農地の権利を取得した者は農業委員会への届け出義務が明記され、遊休農地の解消対策が従前の農業経営基盤強化措置法に基づく処置から農地法へ移行し、農業委員会が法定業務として毎年1回農地の利用状況を調査することで、耕作放棄地の拡大と不正転用を防ぎ、農地が安易に転用されないようにこれまで以上に厳しく規制されます。また、賃貸借の存続期間について、民法が規定する20年以内を50年以内と改正し、標準小作料制度は原則廃止されることとなります。

次に、市内の農業に及ぼす影響ですが、農地を守ることは非常に大切であり、農地を効率的に利用して農産物の生産を拡大し、食料の自給率を向上することが求められております。そのため農業振興策にはつながるものと判断しておりますので、市内農業に及ぼす影響としては少ないものと思われま。

次に、市農業委員会から提出された建議書の主な内容ですが、農業振興各施策を項目ごとに建議されており、特に農地を大切に保全管理する基本理念については、国、地方公共団体及び国民の責務として明確化するように要請されております。農地の権利移動の規制緩和には慎重な対応を求められ、また標準小作料制度の存続が建議されております。今般農業委員会から建議されました内容については、国の審議の推移を見守りながら、全道市長会などを通じて国や農業関係団体に意見として伝えたいと考えております。

次に、大きな2についてご答弁申し上げます。最初に、肥料・燃油高騰対応緊急対策は、昨年大幅に上昇した燃油や肥料の価格動向が農業経営に深刻な影響を及ぼしているため、農業経営の影響を最小限にとめ、再生産の確保や農家経営の安定を図る必要があることから、生産資材の価格高騰の負担軽減対策を緊急的に実施することとなったところであります。この補助事業は、平成20年度国の、国の第1次補正予算において500億円が予算処置され、施設園芸の燃油消費量や化学肥料の施肥量を2割以上低減する農業者グループに対して前年度の燃油や肥料費から今年度の燃油や肥料費を引いて、高騰した価格増加分の7割を助成する内容でございます。当市では、砂川市担い手育成総合支援協議会が事業

実施者となり、去る2月13日に肥料・燃油高騰対応緊急対策実施、失礼、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業実施承認申請書を北海道協議会に提出しております。高騰による燃油該当者はおりませんが、肥料高騰の対象農家戸数は153戸、助成額2,914万862円となっているところです。

次に、肥料・燃油高騰対応緊急対策の負担割合ですが、肥料高騰分の7割を国の助成を受け、残り3割を生産者団体が1割、生産者が1割、都道府県と市町村が合わせて1割を負担することの方針案が当初示されましたが、北海道が単独で市町村分を含んだ補正予算10億円を措置されました。さらに、ホクレンによる生産者への値引き対策と新砂川農業協同組合の独自の救済対策が講じられました。砂川市としては、これらの対策を総合的に勘案しますと、農業者による1割負担の努力もありますが、今般の肥料高騰に対応する額に助成額が達しているものと推察され、農家負担額は一律に軽減されていると判断しているところであります。

○副議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きな3についてご答弁申し上げます。

高齢者医療費無料化制度について積極的に検討する考えはないかについてであります。平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律の施行により後期高齢者医療制度がスタートしております。北海道におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村が保険料の徴収業務及び窓口業務等を担っているところであります。この後期高齢者医療制度につきましては、国において保険料軽減の追加措置や年金からの保険料徴収方法の選択制を導入するなど制度の見直しも講じられているところであり、また後期高齢者医療制度に国民健康保険制度も加えて抜本的な改正についての検討も行われているところであります。本市における高齢者の医療費の状況を申し上げますと、平成19年度の老人医療費の実績では75歳以上の医療費総額が約24億7,400万円で、高齢者が病院窓口でお支払いいただいた一部負担金の合計は約2億5,300万円であり、1人当たりでは約9万8,000円となっております。現行制度において後期高齢者の一部負担金を無料とした場合、平成19年度ベースで約2億5,300万円が市の負担となり、この負担につきましては年々増加する状況にもあり、無料化による財源確保は極めて困難な状況にあります。現在75歳以上の後期高齢者につきましては、原則1割負担で、高額療養費制度により自己負担限度額も設定されているところでありますが、一部負担金の負担割合につきましては医療制度全体の中で国が責任を持って方向性を示すべき問題であり、本市において高齢者の医療費無料化を検討する状況にはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長 東 英男君 土田政己議員の2回目の質問は、午後1時から行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時59分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

土田政己議員の2回目の質問を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員 それでは再質問をさせていただきます。

大変詳しい答弁をいただきましたのですけれども、まず第1に水田フル活用推進交付金についてであります。先ほどもご答弁ありましたように、平成20年、08年主食米作付面積に対して10アール当たり3,000円、ただし条件は生産協力実施者で、また09年度も実施する農家ということが限定されて、10町歩あれば30万というお金にもなるのですけれども、4月から5月をめぐりに配分する予定ですが、ただ1回だけの支給で農家経営の安定とか食料自給率につながるかどうかという点で疑問が投げかけられているのです。それで、お伺いしたいのはこれ1回だけなのか、09年度以降の見通しもあるのかどうか、まず1つお伺いしたいというふうに思っております。

それから、2つ目の政府の水田フル活用の政策の関係では、先ほどもご答弁ありましたように農水省は09年度を水田フル活用元年というふうに位置づけて、かなり食料自給率向上を目指す予算、これは昨年の世界的な穀物価格の高騰で食料危機を受けて、やっと食料自給率を引き上げるに向けての予算の第一歩を踏み出したというふうに言われています。しかし、先ほど答弁ありましたように、この水田等有効活用促進対策では調整水田や転作拡大など新たに自給力、自給率向上の戦略作物をした場合について助成すると。それが麦や大豆、飼料作物の場合は10アール当たり3万5,000円、米粉、飼料米については5万円ということに、いや、5万5,000円ということになっておりますけれども、砂川市の場合は大豆、麦は作付がありませんから対象にはならないわけですが、この制度を具体的に実施する、例えば飼料作物、飼料作物の場合は3万5,000円ですし、米粉、飼料米については5万5,000円の助成金があるのですけれども、実際に活用できるかどうかという点でもう少しお伺いしたいというふうに思っております。この促進対策は、助成期間は3年間、さらにこの米粉や飼料米等については助成要件があって、播種前に契約をしなければならないとか、さらに低コスト生産、あるいは生産協力者に限るなどの条件が示されておりますけれども、なかなかこの条件に当てはまって砂川市で実施する場合には非常に困難でないかなというふうに思いますが、可能なのかどうかちょっとお伺いしたいと思うのです。現在飼料米の価格も残念ながら大きく下落しているという状況もあって、実際に取り組むには大変だというのが全国的な声になっております。本来に自給率の向上を目指すなら、この日本の水田の豊かな生産力をフル活用するというのは当然のことですけれども、しかし最近の状況を見ると全国的には20万ヘクタール以上を越す水田が荒廃している。さらに、それが毎年広がっているという状況が残念な

がらあるし、ですからこの水田フル活用というなら水田荒廃の根本原因を取り除かなければ、当面の対策だけとってなかなかうまくいかぬのではないかなというふうに私は感じます。やっぱり水田をフル活用するには、私たちが食べる主食米の生産が安定して生産できるということが土台にあって、そして他の作物も生産をしていくことができるのだらうと。先ほどの答弁にもありましたように農業所得が確保されることが必要なのです。最近の調査によりますと、日本の農業、私たちの農業所得は2005年までの15年間に半分になっているというのが調査結果が出ています。ですから、お米の値段がどんどん下がっていくと。1つは、米の輸入自由化という問題がありますし、それから米価を市場任せにして政府の管理をやめてしまったというのがあるわけですが、それによって米価がどんどん下がっていく中で、なかなか水田をフル活用するといってもそうならぬのではないかなというふうに思います。そこで、逆に全国的にもこの耕作放棄地がふえていっているという現状がありますので、お伺いしたいのは砂川市内の耕作放棄地の状況について、そしてまた市長が主要行政報告で述べられたようにこの耕作放棄地を5カ年の計画で解消していくのだという計画つくるといふふうに言われているのですけれども、具体的にどういう方向でこれ解消できるのかお伺いしたいというふうに思っております。国も今度のこの対策の中で、先ほどは部長は答弁なかったのですけれども、新規対策として水田等有効活用総合対策の新しい対策として耕作放棄地等再生利用緊急対策で、結局耕作放棄地を賃借して再利用するものに対して障害物除去とか、あるいは整地するとか、荒廃を今度直すなどのものについては初年度の取り組みに3万円から5万円支給すると。それから、緑肥や土壌改良する場合は2万5,000円、最大2年間、あるいは営農定着の取り組みに対しては2万5,000円、1年間、政府はこれにより耕作放棄地の約1割程度が再生されるだらうと、そういうふうに言っているのですけれども、実際にこれで砂川市の耕作放棄地の現状を見た場合にはこれで解消されるのかどうなのかお伺いをしたいのであります。

それから次に、農地法の改正の問題では、先ほどから詳しい答弁がありましたけれども、一番問題なのは農地法第1条の目的規定を農地耕作者がみずから所有することが最も適当であるという今の農地法の考え方から農地の有効な利用を促進するに転換して、先ほど答弁ありましたように一般会社も含めて利用することにしようというのが最大のねらいです。そして、株式会社には農地そのものの所有権は認めないけれども、借地権を認めて、民法上の借地権の期間は20年以下なのですけれども、これを農地に限って50年以下にすると。いわゆる半永久的に株式会社が農地を借りることができるという、これは事実上の所有権移動と同じだといふふうに言われているのですけれども、それから先ほど言われたように賃借の基準になっている市町村の標準小作料を廃止すると。こうなりますと、企業は何年分まとめて払うからということで、一括してお金を払って安く借りれると。極端に言えば50年分払うということで農家から土地を結果的には取り上げられるみたいな格好になってしまう危険性があるのでないかなというふうに私は考えます。したがって、農地は

これまで地域に根差し、家族経営が守ってきた、あるいは支えの精神で文化や生活、農村の暮らしを築いてまいりました。農業の所得が確保されれば地域農業を担う、あるいは家族農業経営に求めている後継者は育つはずだと私は思います。また、地域の合意形成が基本に根差した多様な農業経営の維持発展を図ることこそ農村の発展につながるのではないかなというふうに私は思いまして、今度の農地法の改正でもし企業の参入が認められたとするならば、非常に砂川市の農業にとっても大変危機的な状況になりかねないのではないかと考えますが、そのあたり改めてお聞きしたいと思います。

それから、農業委員会の建議を踏まえた点については先ほどお話がありました。基本的には今申し上げましたようなことも踏まえておりますし、ぜひ、僕はもう既に、建議は去年の11月か12月にされているのだと思うのだけれども、国や何かに要望されているものだと思っていたら、これからだというものですから、これでは遅いのではないかと。せっかく大事な建議がきちっとされているのに、これからだというのでは遅いのですけれども、ぜひ早急に、農地法の改正案も国会に提出されているし、国会の審議も始まりますから、やはりその中で修正もして直していくということもできるので、ぜひ強く要請をしていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、今度の改正案で非常に農業委員会の仕事がふえる、責務、任務も大きくなるということが言われています。例えば遊休農地対策では、遊休地だけではなくて程度の低い農地も対象になるし、それから全地区の農地利用調査も毎年1回行うことが義務づけられると。それから、遊休した農地の通知、勧告、利用計画の協議の協議通知もこれまでは行政がやっていたのが農業委員会に移されて、そして遊休農地の利用についての指導も今度は農業委員会の仕事になるというふうに改正されるのです。そうすると、やっぱり農業委員会に対する予算と十分な体制をしなければ、今の体制では私は不十分、できないのではないかとというふうに考えます。したがって、砂川市としても農業委員会事務局体制の強化をするお考えがあるかどうかお伺いをしたいというふうに思っております。

次に、肥料・燃油高騰緊急対策事業についてお尋ねをいたします。内容が先ほど詳しくご答弁がありましたけれども、砂川市の場合は、北海道の場合もそうですけれども、肥料の高騰についての助成制度当然ありますけれども、特に肥料は昨年来4割から5割、大幅な引き上げになりました。それから農家経営のしっかり守っていくために今度の緊急対策事業が行われました。ただ、国は7割、北海道が1割ですね、そして農協はこれとはかわりなく独自に砂川農協は砂川市に1,200万の助成を行っているという状況にあります。それで、私が非常に残念だと思うのは、先ほどの答弁ではそういうことでカバーされるから、砂川市としては対応しないという答弁をいただいたのが非常に残念なことだなと。今回の場合肥料が急激に上がったのです。4割も5割も上がったと。したがって、そのために農家自身は肥料の節約を2割する努力をすると。同時に国や道もしっかりした対応を

するし、それで市町村にも求められているわけですがけれども、例えば砂川、新砂川農協の関係でいいますと、同じ組合員でありながら奈井江町は200万円の予算をこれにつけているのです。その財源は、先般も議論しました地域生活活性化、いや、地域活性化・生活対策事業の中でお金を対応しているのです。ですから、砂川と奈井江の農協の合併は、砂川も一緒になって促進してやったのに、今回の対策では組合員の中に差が出る。奈井江の組合員は、住んでいる人は対応できるし、砂川の人はそれを受けられないと。こういうことはあってはならぬと思うのです。大変大きなお金を使わなければならぬという事業だったら別ですがけれども、やはり連携して、同じ組合員が同じ恩恵を受けるためにやるべきだと。財源もちゃんと地域活性化・生活対策事業として国で見ているのです。それも農業分野で使ってもいいですよというふうになんかちゃんとなっているのに市長のほうは公共事業中心だというわけですから、それで私はこれからでも遅くないので、09年度の補正予算でもしてでも対応すべきだと考えますが、この点についてお伺いしたいというふうに思っています。

それから、最後の高齢者医療費の無料化についてでありますけれども、市民部長は大変お金がかかるということを述べられまして、全く考えていないというようなことでありますけれども、今この大変な不況の中で、高齢者は非常に負担が重く、生活が極めて深刻だと。特に少ない年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料が天引きされ、そして高い医療費のために病院にもかかれないというお年寄りがふえているのです。本当にお年寄りの健康がむしばまれていると。やっぱり根本的にはこれは国の制度に先ほども言いましたようにあるのですけれども、やっぱり医療差別をなくして、お年寄りを大切に優しいまちづくりというのが今このまちにも求められているのではないかなというふうに考えています。それで、先ほど言いましたようにこの高齢者対策では、部長は医療費がたくさんかかるというふうに言いましたけれども、先ほど言いましたように無料健診とか予防活動と、それから医療費の無料化をやれば医療費総額、総体の抑制効果が非常に大きいという、これは専門家の研究データも出ているのです。ほうっておくから医療費がどんどん、どんどんふえていくのであって、そういう対策をきちっと講ずれば医療費総体を抑制することができます。したがって、私がお伺いしたいのは、先ほど75歳以上の人を全部無料化にすれば2億何ぼのお金がかかるかというお話ありましたけれども、そういうこと言っているのではないのです。そのまちの財政状況に応じて、いろいろな条件が考えられるだろうと。年齢を幾つからにするのか、あるいは所得制限をどうするのか、居住条件もつけると。あるまちではそのまちに3年以上住んでいるとかいう、そうしたらほかのまちから来て、それを砂川で受けるということにはならぬようなことも含めて、いろいろそういうことを含めてやっぱり長く砂川市のまちの発展のために、開拓を含めて頑張っておられたお年寄りが元気、いつまでも元気で安心して暮らせるようにはやっぱり早期に病院に行って、早いうちにやっぱり治療することが、手おくれにならないようにすることが必要でないか

というふうに思いまして、今ここの高齢者医療費の無料化制度についていろいろな角度から検討を加えるべきでないかというふうに、私は来年度からすぐやれと言って言うわけではないのです。検討を加えるべきでないかというふうに思っているのですけれども、今後に向けて研究、検討していくお考えがあるのかないかお伺いして、再質問いたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 何点かご質問を受けました。まず最初に、水田フル活用交付金の関係でございますけれども、20年度の第2次補正予算でございます、これは一応20年度に転作実施者、そして21年度に転作を実施協力するものに限り交付されるもので、21年度以降はございません。1回限りのものでございます。

それから、2点目の関係でございますけれども、新たな対策でございます。砂川市においては、大豆、麦は作成、作付されている農家の方ございませんので、該当しないわけでございますけれども、今後米粉用米だとか飼料米につきまして今後転作奨励金的に大きく予算措置がされましたので、今後実際にこれらを活用して生産される農家の方がいるかどうかは今後農協、関係団体と協議の上、生産者の方に説明していきたいと思っておりますけれども、ただ主食用米の米ではなくて、やはりこういう飼料米だとか米粉用米は多収穫米で、生産者の方の1俵当たりの価格単価がどうしても低いわけでございますから、たくさん米がとれるような今後多収穫米の品種でもって作付しなければならないかなと考えてございます。現在はすべて主食用米の品種でもって作付してございますので、この辺の問題点があると。それから、米粉用の米を収穫した後これを米粉にするための加工料が現在1俵当たり1万2,000円等もするということから、この辺の環境もよく考えながら、生産者団体と協議を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、3点目は、まず耕作放棄地の関係でございますけれども、この関係につきましては日本の国内食料自給率が現在40%であるということから、欧米先進諸国の中では最低となっているということから、近年は地球温暖化による異常気象の影響から世界的な食料生産が不足しているということから、昨年は特に中国からの輸入農産物、加工食料品、ギョーザでございますけれども、農薬の劇薬物の混入などがございまして、消費者からは今安心、安全な国内の農産物が求められております。国、農林水産省は、国内の自給食、食料自給率を40%から50%の目標にするということから、耕作放棄されている実態調査を昨年全国の市町村を通じて行ったところでございます。当市におかれましても関係農業団体とともに実施しまして、本年の1月30日に北海道に対して耕作放棄地の解消計画を提出いたしました。約22件の所有者の方で29.47ヘクタールの耕作放棄地の面積があったところでございます。5年間で今後これらの解消を進めていくところとなったところでございます。稲作減反政策によって耕作放棄地となったところも否定できませんが、後継者不足だとか高齢者による耕作放棄だとか、安定した農業経営ができないために耕作

放棄地になった、いろいろな理由がございますけれども、改めて日本の農業の基本政策として国内の食料自給率向上のために耕作放棄地の解消を図って、農産物の生産向上を図るというものでございます。当市につきましても今後この29.47ヘクタール、約22名の所有者の方いらっしゃいますけれども、今後これらの解消に向けて所有者の方とお話を伺いながら、その対策を講じてまいりたいと考えてございます。

続きまして、21年度のフル生産、水田フル活用対策の国の制度の中で耕作放棄地に不向きなところに対してそれぞれ助成措置がございますが、現在砂川市で昨年調査いたしました耕作放棄地の中でこれらの方に再生産されるための農地の土壌改良等の事業の関係につきましましてはちょっと困難ではないかと受けとめてございます。

それから、農地法改正の関係で、株式会社が20年から50年の賃貸借ということで改正されたわけがございますけれども、この関係につきましましては民法の規定が20年だったものが50年になるということは、借りたほうの株式会社のほうで安心して長い間農業経営に向けて取り組んでいけるということから年数が延びたということで認識させていただいております。それから、標準小作料の廃止につきましましては、法的には農地法で廃止ということになったわけがございますけれども、目安として標準小作料を設けなさいということで指導も来てございますので、今後法的には標準小作料は廃止されますけれども、目安として農業委員会ではこれらの今までの田畑の標準小作料の目安的なものも考えて、お示ししてまいりたいと考えてございます。

それから、建議書の関係につきましましてでございますけれども、各市町村の農業委員会から上部団体であります北海道農業会議にそれぞれ当市でいただきました建議の内容も取りまとめて農業会議のほうに上部団体として上げてございます。その後、北海道農業会議のほうから国、農林水産省に向けて今回農業委員会が業務がふえたということで、体制の整備だとか予算関係なども含めて要望していくということでございます。

それから、肥料の高騰でございます。この関係につきましましては、1回目の答弁で申し上げましたけれども、肥料の高騰分は既に国と北海道と生産者団体のホクレンと砂川農協の4関係団体の助成額がほぼ肥料価格の高騰分の水準に到達していると判断しております。奈井江町の助成措置につきましましては、生産者の方々に負担される1割相当分に対する助成だ、助成しているのだと思われましてけれども、砂川市としては肥料・燃油高騰対応緊急対策事業の補助対象農家は最初に化学肥料の施肥量を2割以上低減される農家の方が補助対象となっております。残りその8割相当額に対して国が7割、北海道1割の助成措置がございます。今回生産団体であるホクレンと新砂川農協によりこの1割以上の救済処置がされております。したがって、助成総額が肥料高騰分相当額に到達しているとの判断でございますので、これ以上の助成措置はむしろこの当該事業、補助事業の趣旨に沿わないものと思われまして、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 高齢者の医療の無料化について私のほうから答弁をさせていただきますと思います。

高齢化時代を迎えて、我々市政執行するに当たって高齢者に対する敬愛の念を持ちながら市政執行をしなければというふうに思っているのではありませんけれども、行き着くところは財政問題があるわけでありまして、9日の日の補正予算に対する大綱質疑ありまして、総務部長のほうからある程度財政状況についてお話したと思うのでありますが、私のほうからももう少し詳しくお話をさせていただいて、ご理解を賜りたいというふうに思うのであります。まさに釈迦に説法でありますけれども、平成16年から18年にかけて、いわば三位一体改革が国が行いました。このことによって全国の1,800の自治体がまさに冷え切ってしまったというのが現状だと思うのです。これを砂川市に当てはめてみますと、1つは補助金の削減をいたしました。これにかわりまして税の移譲があったわけでもありますけれども、現実的に補助金から税に移行してどうだったのだろうかということ、実は1億4,700万ほどのマイナスになったと。加えて交付税が約4億8,000万ほど減額でありました。合わせまして6億2,700万ほどが実は砂川市の歳入の削減に遭ったということでもあります。このことによって、市のほうとしては予算編成に当たってはなけなしの基金を取り崩しながら、何とか市民の生活を守ろうという願いを込めながら、実は財政運営をしたのでありますけれども、しかしこのままいくとまさに再建団体に陥るというようなことから行政改革をいたしました。その金額約6億5,000万であります。この行革に当たっては、まず職員の給料の削減をいたしました。同時に議会のほうもまさに民主主義の根幹である議員定数を思い切って削減をなさる。さらに、費用弁償も削減をしながら、この行革にいわば両輪のごとく行政と議会が一体になってやったと。加えて歳出の削減ということはサービスの、市民のサービスの低下になるわけでもありますけれども、これまた市民のご理解をいただいて実施をされて、6億からなる行革をして、何とかいわば三位一体改革に対応すべき実は財政運営をしてまいりました。そのことによって、常日ごろ申し上げておるのでありますけれども、常に経常費を何とか圧縮しよう、経常費の歳入歳出をまず合わせることが大前提だということでありまして、現実的には平成20年度の予算、さらに今年度の予算については実は経常費の歳出を上回る実は歳入があるわけがあります。平成20年度の今年度の予算においても約93億が大体計上してあります。これに附帯する歳入はと。95億が歳入で、約2億ほど上回っておると。したがって、ことしの事業費が約6億でありますから、その補てんする財源として2億ほどあると。その他補助金、起債等で事業展開をして、結果的には財政のプラス・マイナスの運営のためにいわば財調から200万程度で、まさに健全財政の道を今歩んでいるのであります。これだけ見ると、土田議員さんの言う老人医療にはということになるのでありますけれども、実は9日の日も小黒議員さんおっしゃったように国が7兆円からの税の落ち込みというよう

なことありまして、あるいはことしの交付税は2,000万ほど上回っておりますけれども、これも交付税としては実際は五税がかなり減少している。いわゆる特会から借りざるを得ないということで、これまた後年次にいわば支払いを起こしていかなければならない。あるいは、ことしから始まるいわば2分の1ずつの、国、地方の2分の1ずつの返済が始まるわけでありまして、今の地方にはそれだけの財力はないということで、国がみずからこれを先延ばしをしたと。今、きのう、おととい総務部長言ったのが22年からといいますけれども、恐らく23年度まで延びるのではないだろうかと予想しています。これ今総務部長言ったのが事務方の情報でありまして、私また総務省行ったときそんな話もあったのです。したがって、最高の地方がまだ苦しみを味わうのは23年度以降に大変な財政運営の状況がやってくるというふうに言われておりまして、私どもとすればそれに備えなければならない状況下にございます。

それから、病院の問題で大変ご論議いただいております。私どもまさに的を射たご質疑であったと思うので、常々頭を痛くしておるのでありますけれども、問題ははっきりしているけれども、その問題を解決するには一長一短にはいかないという悩みを実は抱えているのです。もちろん人件費の問題、材料費の問題もあります。あるいは、無駄を省く問題もあるのでありますけれども、これも一たん事務屋さんに即それはといっても、それを実行するためにまだもう一つの山があるわけでありまして、なかなかいけない。しかし、これとて今言ったようなことであすから黒字転換という状況下はなかなか難しいとなるならば、一般財源でどう今後歳出をしていかなければならないかと、そういったもの我々は憂いでありまして、幾ら敬愛の念をいただいても、念を持ってもなかなかそこへいけないというのが実は悩みであります。ただ、土田議員さんのおっしゃって今あすからやれということではないと、検討しなさいということでもありますから、やはり財政の状況を見ながら、やはり検討していかなければならないものだろうと思うのでありますけれども、いましばらく病院が新しい建設を迎えて、どういう歳入歳出になるのか、あるいは22年度以降の国の予算が地方にどういうしわ寄せ等があるのか、この辺を見定めなければなかなか高額なお金の財源を要する医療無料化というのはなかなか踏み切れないというのが現状でありますので、当分はなかなかご期待に沿えない状況下にあるものだというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう時間がありませんから、今市長からご答弁いただいた部分は、これはまた新年度予算のところで議論の部分だというふうに思います。ですから、これはまた別の機会に言いたいと思うのですけれども、ただ財政が厳しいから、だから何もできないのだ、できないのだということではやっぱり行政というのはならぬと。それから、国の政治、根本的な部分では国の政治が根本的にあるのですけれども、この政権だっかわるかもしらぬという状況にもあるわけで、今の見通しがそのままずっといくというものでもな

いのです。ですから、そういう意味でやっぱり今市長のお話では今の政権がずっとって、今のままでいけばそうだといいことですがけれども、国の財政の仕組みを変えれば幾らでもできることですから、ここは根本的な議論は予算のところでさせていただきたいというふうに思っております。

1点だけ、時間がないので、お伺いしたいのは、僕は農業委員会の体制強化すべきだということ聞いたのですけれども、先ほど答弁なかったのです。仕事がすごくふえるのです、今後。ですから、事務局体制含めたり、予算も含めたりしないとなかなか厳しいのではないかというふうにお尋ねしたのですけれども、2回目ご答弁なかったものですから、その点だけお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） 農業委員会の体制の強化というようなご質問でございますけれども、私ども現、今の市長の体制になって平成11年から3回に分けて実は行財政改革を断行してきております。平成11年から12年、16年、17年、19年、20年と3回に分けて実際に行政改革を行っているというような状況でございます。そういう状況の中で、今市の職員の数を見ますと平成10年、11年当時については職員1人に対しての住民の数が大体85人程度でございました。今現在もそうなのですけれども、交付税の基準については職員1人について住民100人と、人口10万人で職員1,000人という実は基準になっております。そんな状況の中から、平成11年以降この基準に近づけるといような状況の中から職員の退職者不補充という政策も実はとってきております。そんな状況の中から、過去3回にわたる行財政改革の中で相当な職員の数を減らしてきております。そんな状況の中で、今現段階で職員1人当たり交付税の基準を上回るような住民の数になっているというような状況がございます。そんな関係で、各それぞれの職場でかなり職員の数については少ない状況の中で事務を執行していると、こういう状況がございます。そんな関係で、今職員が体を壊さないで働いてくれれば非常にいいのかなというふうには考えておりますけれども、いましばらくこの事務量等々と職員の数については推移を見ながら、どうしても結局足りなければそれなりの対応をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） 私は、今回の一般質問の中では男女共同参画の問題と病院問題、2点について質問を行いたいと思います。

1点目の砂川市における男女共同参画の取り組みについてですが、実は私は議員になってからこの問題過去2回取り上げて、今回で3回目の質問になります。ことしは、男女共同参画基本法が制定されて10年目の年に当たります。また、女性差別撤廃条約制定後30年目になります。基本法は、男女共同参画社会の形成について男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会を形成することと定義をしております。男女共同参画白書07年度版は、日本の女性の社会参画水準は欧米諸国のみならず一部のアジア諸国と比較しても決して高いと言えない。働く場における女性の参画も低水準。男性の家事、育児時間は諸外国と比較しても著しく短いなど、日本での男女共同参画のおくれを指摘しています。市町村には男女共同参画計画の策定の努力義務が課せられています。

そこで、次のことについて伺います。まず、1点目に、この10年間における砂川市としての男女共同参画の取り組みについてです。

あと、2点目に、市役所等でこの基本法の定義について議論や周知が実施されているのでしょうか。

あと、3点目には、平成16年にも質問していますが、市役所の女子一般事務職員の管理職登用について現在ゼロ人です。将来的に女子職員幹部の登用の計画はあるのでしょうか。

大きく2点目の市立病院問題についてです。4月からがん患者緩和ケア専門外来と助産師外来が開設されます。現在のスタッフと病院機能での取り組みとなりますと医療現場での相当の連携が必要と思われませんが、具体的に場所や人員、また夜間の救急外来との連携などどのように具体的に実施しようとしているのかお伺いしまして、1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから1番目の男女共同参画基本法が制定以来10年間の砂川市の取り組みについてご答弁を申し上げます。

男女共同参画基本法は、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みとも連動しつつ着実に進まれましたが、なお一層の努力が必要とされていること、また少子化、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている状況のもとに、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため平成11年6月に制定されたところであります。この法律には、制定の目的、定義、国際的協調、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置のほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策、男女共同参画会議の設置等に関することが規定されており、同法13条において国の責務として男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画基本計画を策定しなければならないと規定し、同法14条で市町村は国の基本計画及び都道府県の計画を勘案し、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めなければならない

いと規定しているところであります。

この法律が制定された以降における当市の取り組みにつきましては、法の理念及び国の基本計画、北海道が定めた計画などをもとに市における具体的な施策の実施方策について検討を行った結果、男女共同参画社会の形成をするための施策展開は全庁的に取り組むことが必要であること、男女共同参画社会の形成に向けた国や道の個別の施策内容は庁内の各関係部署に直接通知されること、また法の制定により市民意識の醸成を図ることが必要であることなどから、教育委員会を窓口に関係する部署と連携を図り、法の理念及び国の基本計画、北海道が定めた計画などをもとに各関係部署が責任を持って課題解決を図ることとし、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進してきたところであります。

男女共同参画社会の形成に関係する主な取り組みについて申し上げますと、政策方針決定過程の女性の参画拡大にかかわる取り組みとしては、平成12年3月に砂川市附属機関等の設置に関する取り扱い要綱を制定し、附属機関等の設置に当たっては委員定数の30%程度とするよう留意する規定を設け、女性の参画を図ったところであり、就業分野における取り組みとしましては国の施策として平成9年に男女雇用機会均等法が制定されたことからポスター、チラシを活用し、企業や住民への周知に取り組んだところであります。また、仕事と生活の調和に関する取り組みとしましては、少子高齢化に対応した国の施策を勧奨し、平成12年には介護保険条例を制定するとともに平成17年2月には砂川市次世代育成支援地域行動計画を策定し、同年に延長保育、一時保育事業、平成18年に砂川学童保育事業、平成17年から平成19年にかけて保育所統合、改築、19年に砂川市子供支援センターを設置するなど国、道の施策を勧奨し、市全体として女性の社会参画を進めていくための各施策を積極的に推進しているところであります。

次に、2番目の市役所等で基本法の定義について論議や周知が実施されているか、その内容についてご答弁を申し上げます。市内部における論議につきましては、先ほどの答弁と重複する部分もありますが、法が制定された以降においては男女共同社会の形成に向けた取り組みを進める上で関係する部署と法の理念や定義などについて論議を深めたところであり、必要な情報については関係部署へ周知を図ったところであります。また、男女共同参画に係る個々の施策を立案する際においても法の理念や定義などと照らし、検討を加え、成案としているところであります。今後においても男女共同参画基本法で定義している男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会の形成を目指し、論議を深めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、3番目でございます。将来的に女性職員の幹部の登用計画についてお答えをいたします。砂川市の一般行政事務職員は、直近の平成21年2月1日現在全体で151名となっており、そのうち女性職員は22名で、全職員数に占める割合は約15%とな

っております。職務別にいきますと、女性職員22名中課長補佐職以上のいわゆる管理職職員はおりませんが、係長職員が8名で全女性職員数に占める割合は約36%、主任職職員が7名で全女性職員数に占める割合は約32%、主事職職員についても7名となっており、全女性職員数に占める割合は約32%といった職務別分布となっております。お尋ねの女性職員の幹部登用の計画についてですが、女性に限った登用計画は特に定めておりませんが、管理職の入り口となる課長補佐職への登用の方法については男性職員、女性職員問わず係長として一定の年数を経験している職員に対して職員の勤務の実績や職務に関する能力、態度、勤務成績等の評価を公平かつ統一的に行い、公正な人事行政を行うことを目的とした砂川市職員勤務評定要綱に従い審査を行い、登用しているところでございます。平成18年度に退職した女性の管理職職員以降審査基準に達し、審査の対象となった女性職員がおりませんでしたので、現在のところ女性管理職はおりませんが、育児休業制度の拡充等により女性が働きやすい環境が整ってきておりますので、今後審査基準に達し、審査の対象となる女性職員が増加していくものと考えており、その中から管理職としての能力と資質を兼ね備えた職員を登用する場面が出てくるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから大きな1の（1）、男女共同参画基本法が制定されて以降10年間における教育委員会の取り組みについてご答弁申し上げます。

教育委員会では、法制定以前から女性がまちづくり、人づくりにどのような役割を担い、かかわっていくのかを討議する場として、昭和60年以降女性を対象としたサミットやフォーラム、女性の課題を考えるセミナー、女性の社会生活準備セミナーなどを各年度において開催し、女性の社会参画に関する意識の醸成や施策形成への参画に取り組んだ経過がございます。基本法が制定された以後におきましては、男女共同参画社会を形成するために男女が共通の自覚と正しい認識を持っていただくことをねらいとし、平成12年度と平成13年度には男女共同参画セミナー私の学習塾を実施するとともに、平成14年度からは女性の社会参加を促進するための学習機会として市民大学講座の1つの講座を男女共同参画などにかかわる講演に充てているところでございます。また、平成12年度からは、男女が対等な社会の構成員であることへの意識の醸成を図ることをねらいとし、ふれあいセンターとの連携により父親も参加対象としたパパも一緒にマタニティスクールを継続して開催するとともに、女性がみずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動への参画を促進するため、各種の生涯学習にかかわるグループサークル活動への取り組みや読書普及に係る絵本の読み聞かせ、子供伝統文化教室、放課後子ども教室などへの参加、協力を求め、まちづくり活動への女性の社会進出を促しているところでございます。このようなことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな2番の市立病院問題についてご答弁申し上げます。

まず、患者さんに対する緩和ケア専門外来の開設についてであります。我が国に多い肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん等については、住民がその日常の生活圏域の中で全人的な質の高いがん医療を受けることができる体制が必要であり、これらの医療を地域で確保する観点から地域がん診療連携拠点病院として当院が指定され、現在はまさにその整備を図るべくがんの専門的治療従事者研修や情報提供などを実施しているところであります。当院は、地域がん診療連携拠点病院として中空知2次医療圏のがん診療において質の高い医療を提供しているところであります。指定要件の中に新たに外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること、緩和ケアに関する要請及び相談に関する受け付け窓口を設けることなどの要件が追加となったところであります。現状では地域医療連携室、がん診療相談支援係、緩和ケア認定看護師が緩和ケアチームでかかわった患者さんやその家族の方々に外来でのフォローとして緩和ケアに関する相談や要請時の調整などを行っておりますが、退院後の精神症状の緩和や鎮痛薬による疼痛コントロール、すなわち鎮痛薬を低用量から始め、痛みを取り除くために必要な量まで段階的かつ速やかに増量することや1つの鎮痛薬を疼痛コントロールがより好ましい状態となるように他の鎮痛薬に変えるなどの対応を充実させる必要があります。このことから、専門的な緩和ケアの提供体制を整え、がん患者さんやその家族の方々に対し専門外来においてより適切な緩和ケアの提供ができる体制を整備するものであります。

具体的に申し上げますと、緩和ケア専門外来については毎月第4火曜日は午後3時から5時まで、第2、第4木曜日は午後2時から4時までとし、外科外来にて精神的苦痛や身体的苦痛の緩和についての相談や疼痛評価、薬剤の副作用対策の指導などを外科、精神科、精神神経科の医師を初め緩和ケア認定看護師や薬剤師等により行うものであります。また、夜間の救急外来との連携については、がん患者さんが受診された場合当直医が診察を行い、判断がつかない場合には上級医、あるいは主治医に意見や指導方針等を求める体制としております。これまで診療等に対して多くのご意見が寄せられており、今後も段階的にがん対策のより一層の推進と充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、助産師外来の開設についてご答弁申し上げます。分娩体験が女性と家族にとって安全、安心、快適で満足のいく体験となるようにするためには、妊娠からの継続的にかかりにより母子と家族の支えになることが重要であります。すなわち、助産師が正常から逸脱しないよう予防的ケアを行い、母親の産む力と赤ちゃんの生まれる力を見守り、支えることが大切であります。助産師外来は、医師と共同のもと助産師の特性を生かし、妊産婦とその家族にきめ細やかなサービスと質の高い母子ケアの提供につながるものであります。このことから、産婦人科外来において助産師外来を開設するものであります。助産師外来

につきましては、毎週月曜日と水曜日の午後1時30分から4時30分までとした中、妊娠20週から22週の妊婦さんで産婦人科医のエコー検査にて正常と診断され、助産師外来を希望する妊婦さんとその家族の方々を対象として、医師と助産師の役割分担、連携のもと、2名の助産師が健診や各種相談に対応するものであります。また、夜間の救急外来との連携については、妊産婦さんにつきましては体調不良や異変がある場合病棟に電話連絡を入れていただくこととなっており、連絡を受けた場合は助産師あるいは主治医に判断を求める体制となっております。安心、安全な産科医療を提供する上で、今後におきましても検討を加えながら、快適で満足のいく出産環境の整備に努めてまいり所存であります。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員の2回目の質問は、休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

中江清美議員の2回目の質問を許します。

中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今理事者側からいろいろ答弁がありました。聞いていて本当に取り組んでいるのかなというような印象は受けました、はっきり言って。ただし、所管が教育委員会でしたから、教育委員会はある程度意識されて、系統的にそういうものをいろんな行事の中に組み込んでいるなということは、次長の答弁でそういう印象は受けました。非常にこれは男性にはわからない、やっぱり女性でなければわからない部分もありますし、そういった意味ではこういう男女共同参画ということ格式張って言うこと自体が私は本当によろしくないなというふうに思っているのです。そういうことを言わなければならない現状ですよ。なるべくこういうことを言わない社会をやっぱりつくりたい、皆さんと協力して。そういうことでは大分この10年間で世間一般も変わってきていて、今まで女性に取り組まない分野にも行って仕事をしているとか、いろいろな試みというのは具体的に社会の中でされているということはわかるのです。それと、やはりこの男女共同参画の意識というのは小さいときからやっぱり家庭内とか学校教育、地域社会の中で自然に身につけていくことができれば本当に殊さら問題として取り上げなくてもいいのですけれども、現実にはいろいろな問題が起きていますので、政府は2000年の10月に基本計画を策定して、05年12月には改定して、基本計画第2次を決定しております。その第2次計画の中に12の重点分野ごとの施策の基本的方向と具体的施策を示しております。それで、2回目にお伺いしたいことは、この第2次基本計画についての内容についてお伺いします。

それとあと、病院のほうなのですが、病院、そうですね、病院ではなくて、職員、職員

のですね、この先ほど1、2の点については今の基本法の分野とかかわりがありますので、その点をお答えいただいて、3番目の一般、女子職員の一般の職員の先ほど比率のことで部長のほうから答弁ありましたが、これは女性の職員の中での管理職の分布というのですか、そういうことではないと思うのです。やっぱり全体職員の中でのどのぐらい占めているのかということが本当の女性がどのようにそういう部署についているのかということを示されるのではないかなというふうに思うのです。それで、これは本当に一般事務職も行革の中で今151名と本当に私が入った当初から比べると相当減らされていて、現場でのお仕事も本当に大変だと思います。そういう中で、女子職員というのが約15%の比率ですね。やはりこれは、今人口の中でも女子というのは半分以上はいるわけですから、そういう中でやはり採用のときからの計画というのですか、やっぱりこのぐらいはとっていかうと、そうしなければいつまでたってもそういう道というのは開けないわけですね。この限られたやはり女子職員が向く仕事とか、いろんなやっぱり能力とかそれを発揮できる場面というのはたくさん行政の中にあると思いますので、やはりいろんな委員さんの改善というのは具体的には審議会とか30%にする努力、そういうものはこの10年間の中では進んでいるなというふうに思いますが、そういうやっぱり職員の採用時点からの取り組み、具体的な方向性というのはやはり市として考えていく必要があるのではないかなというふうに思うので、その辺をお伺いします、2回目に。

あと、病院問題のほうで、今局長のほうから詳しく答弁されまして、大変これはがん連携緩和拠点病院としてのそういう中身ですね、要件が求められて、実施されるということなのですが、やはり患者にとって大変いいことだなというふうには思っております。本当にがん患者さんの精神的な苦痛だとかいろいろな方々のチームを組んで当たられるということでは、一定の今まで以上に相談できることがしやすくなったのかなというふうに思いますし、妊婦、助産師さんの外来もこれは本当に妊婦さんと家族にとって本当に相談のところができるといえることではこれも大変患者さんにとっては安心できる体制になってきたなということでもうれしく思いますが、ただがん患者さんの夜間の体制なのですが、例えばがん患者さんが手術を終えて、一定の期間もう在宅しながら抗がん剤を打つということの通院治療というふうになった場合に、大体やっぱり夜間に何起きるかわからない、そういう状況というのはしばしばあると思うのです。そういうことで救急外来に行く、通わなければならないということがあると思うのです。日中であれば、こうやっていろいろ相談のところもあるのですが、夜間になりますと今の局長の答弁では常勤医から主治医に連絡体制をとって対応するということなのですが、今現実にはそういうことが果たしてされているのかというような疑問が生じるのです。というのは、またこれ具体的な例なのですが、一応手術をして在宅療養して、そして自宅で療養している方なのですが、どうしても痛みが出て、我慢できなくて救急に行ったのだけれども、結局何も手当してもらえないで帰されたということなのです。やはり救急医の中でもいろいろ夜の担当医の中でもやはりそ

ういったこと専門でない方もいらっしゃると思いますし、そういう先ほどがんの治療の中には痛みを取り除く指導というのがすごく重要になってくると思うのですが、そういったものが今これからのこととして患者さんの、がん患者さんのリストとか何かつくるような方向も出ているみたいなのですが、そういうことのやはり夜間と病棟、専門病棟との連携というのですか、そういったものが本当には実行というか、具体的に取組みられる今状態なのかどうかということでお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 それでは、私のほうから男女共同参画基本計画の第2次の中の12の重点分野の内容というご質問でございますので、項目のみご答弁申し上げます。

まず、1点目としましては、政策方針決定過程への女性の参画の拡大、それから2点目としましては男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革、3点目としましては雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、4点目としまして活力ある農村、漁村の実現に向けた男女共同参画の確立、5点目としまして男女の職業生活と家庭、地域生活の両立の支援、6点目としましては高齢者等が安心して暮らせる条件の整備、7点目としましては女性に対するあらゆる暴力の根絶、8点目は生涯を通じた女性の健康支援、9番目としましてはメディアにおける男女共同参画の推進、10点目が男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育、学習の充実、11番目としましては地域社会の平等、開発、平和への貢献、最後12番目でございますけれども、新たな取り組みを必要とする分野、いわゆる地域おこしやまちづくりにおける男女共同参画の推進というのが12の重点分野となっているものでございます。

続きまして、採用の関係でございますけれども、採用のときから女性を採用することが必要でないのかというご質問でございますけれども、これにつきましては憲法第14条ですか、の中ですべての国民は性別について差別をしてはならないという原則がございます。それと、もう一点、職員採用につきましては地公法の第15条で成績主義、平等の原則というのがございまして、国のほうでは指針を示して、例えば1種職員、上級職というのですか、キャリア組につきましては1種の合格者の中から各省庁がそれぞれ採用していくという関係がございまして、女性も採用するようという指針が出されてございますけれども、地方自治体の場合ですと採用数をそれぞれ成績に基づいて試験を行って一般行政職として採用するというのがございますので、そこで女性を優先ということにはなかなかないと。あくまでも成績に基づいて採用するという原則がございますので、女性がいないということはなかったですけれども、逆に女性が多くなるということも起こり得るということで、そこで女性を優先して採用するということにはならないという点についてはご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 夜間体制のことでご質問ありました。先ほども申し上げ

げましたけれども、夜間の救急外来との連携については、がん患者さんが受けられた、受診された場合については当直医が診察を行い、判断がつかない場合には上級医あるいは主治医に意見や治療方針を求める体制ということでお答えしております。ただ、がん患者以外にも現在当直やる場合は問題があれば上位の医師、それから専門医ということで連絡とり合っ、いわゆる待機制もとっておりますから、その中で一応対応をしているのが現状でございます。また、今回その辺、患者さんの状況知るためには現在カルテもございませけれども、さらにオーダリングシステムの中でその患者さんの処方だとか検査内容すべて救急外来においても把握できるような体制となっておりますから、そういう面ではある程度連携が十分とれるのでないかなというふうに一応思っております。ただ、今後に対しても不備のないように一応体制の整備は進めていきたいという考えでございますけれども、現状ではこういうこと含めて夜間体制を強化していきたいということも考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 今2回目の答弁いただいて、病院のほうの最後の質問なのですが、体制としてはできているということなのですが、実際それがやっぱり機能していないとやっぱりそういう部分では市民の方もいろいろ声が出てくるということですので、やはり市民の方が納得いくようなやっぱり体制というか、対応をしていただきたい。具体的にやはりそうやって苦しんで行ったけれども、対応、治療して、治療というか、そういう例えば痛み、本人にとって痛いけれども、それはそれ以上薬が投与できない状況なのかどうなのかというのは、その病院側の対応というのをやはり市民、患者さんが納得できないで帰られるという、それでいろんな声が聞こえてくるということがありますので、その辺については本当にそういう体制がきちんととられて、そして患者さんに納得のいくような対応、そういうものをしていただきたいということです。これは事実のことを言っているのですけれども。

それとあと、男女共同参画のことで第2次基本計画のこと、具体分野12項目ということでありましたが、この12項目のすごく細かく具体的に、これは本当に全庁的なものを網羅されていて、1つには政策方針決定過程とか、社会制度、慣習の見直しとか意識の改革とか、やはりこれ、国がそういう基本的な計画を立てて、そして市町村にそういうものを求めているということは、やはりこの分野で日本のおくれというのは、第1回目の私の質問のときに話をしたのですが、やはりこれは本当に世界的に見ても日本の分野というのはこの分野でのおくれというのがありまして、よくふだん生活していても女の子だから、男の子だからとか、女のくせに、男のくせにとか、その日常の言葉の中にも既に区別をするような、知らず知らずのうちにすり込まれている。これは、歴史的なもの、男性が優位に立っていたいろんな時代のずっと引きずってきている明治憲法ですか、そういう時代からのそういったものの流れというのがまだまだ残っているというような分野の中でもいろ

んなことが背景にあるのですけれども、スポーツの分野とかいろんな分野で女性が今活躍してきているのはうれしく思っているのですけれども、ただしこの問題というのは常に意識してかからないと、男性のほうはそれほどわからない部分があると思うのですけれども、やはりこの問題というのはこういうことを言わなくても済む社会を目指しているわけですよ。そのためには常に教育の分野でもそうですし、家庭の社会の分野でもそういう意識を身につけるためにはふだんからもうそういう話をするとか、先ほど部長の庁内の中でいろいろ取り組んでいる話がありましたけれども、でも実際に本当にどうなのかなというふうにして伺っていたのですけれども、なかなかこれは女性の職員が本当に15%しかいないので、なかなか女性の声が本当に庁舎の中で反映されているのか、そういう部分ではやはりもっとそういう声を取り上げるための、ためにもこういうものを機会を持つということが庁舎の中で必要だというふうには私は思うのです。民間と行政と比較した場合に、例えば育児休業法も民間ではなかなかとれません、今の状況の中で。残念ながら今は公務員、それから教員とかきちんとそういう部分でしか女性はとれないです。ですから、行政がまずその見本を示す役割というのはいろんな分野で求められているのです。ですから、庁舎の中でいろいろな女性職員をやはり登用する、そして計画的に幹部育てていく、そういう取り組みというのがやはり必要なのです。いろんな全国の県とかそういうところで進んでいるところは、企業にそういうものを、男女共同参画の取り組みをちゃんと評価するところもあるのです。そして、そういうところに対してやはりいろいろな有利なことを実施したり、そういうことにまでなっているということで、本当にこれは女性と男性とがそういう平等になって、そしてそういう中でこんなことが議会でも言わなくても済むような世の中になれば一番いいことであって、そういう意味でまずはこの役所の中で、役所の中で民間に示せるものを具体的にやはりやれることは示していただきたい。それが民間に波及して、そして社会のほうに波及していく問題だなというふうに思うのです。そういうことで、それと先ほどの女性職員はとるということは憲法上男女差別につながる。いや、女性だけを採用しなさいということではないのです。ただ比率の問題で、例えば3人採用するのであれば二ぐらいの割合で採用するとか、具体的なそういう取り組みというのが目に見えてあれば、新卒の方だってそういう、そういう働き、市役所でそういう募集しているのだとか、そういうことにもつながっていきますので、やはり全員女性だけを優位にということではなくって、そういう割合というのをきちんとしていながら、役所の中でのそういう比率も高めていって、そしてそれを民間というか、一般社会に返していくというのが行政の務めではないかということで、この2番目にも意識の改革、これは市役所の中からも意識の改革をしていただきたいという思いで、その辺について最後の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 善岡雅文君 男女共同参画の流れを申し上げますと、当初平成11年ですか、できた当初については意識改革なり、啓蒙活動が主でございますけれども、先ほど議員の

言われた平成17年に基本計画の第2次、これが出るちょっと前ぐらいからはなかなか議員言われたとおり日本の社会そのものが性別による役割分担と申しますか、それが根強くてなかなか進んでいかないのだという反省が国にもございまして、現実的には後半からはそういう活動よりは各、国の政策なり、市町村の施策の中でそれらを取り組んでいくという方向に変わってきてございます。ですから、その流れでいきますと、例えば砂川市はちょっと早かったのですけれども、第5期総合計画の中では政策決定に当時4名の女性委員さんを選んで、中に参画させてきたというのもございまして、個別の事業をいいますと結構各分野にわたってございまして、消費者協会の活動、それから、その支援、それから給食配食サービス、これはボランティア等も含めて、それから市長のまちづくり懇談会、これにつきましては婦人ボランティアグループなり、それから農協婦人部ですか、女性の方と政策について、まちづくりについての懇談を早いうちに、平成14年ごろですか、行ってきていると。また、細かいところでは介護におけるヘルパー等の人材育成、かつて3級の資格取得については市のほうで助成を出して、助成して行ってきたと。それから、ふれあいセンターで行っている健康教育、それから今回の予算に出ています妊婦、それから妊婦健診ですか、における支援の拡大とか、それから庁内的にはメンタルケアの会だとか、個別具体的にはそれぞれの国の政策なり、市町村の政策の中でそれぞれ行ってきて、それぞれそれらの政策の中にその男女共同参画の考えというのは入ってきているという現状にございます。また、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、延長保育だとか一時保育、それから子育て支援センターへの支援等幅広く行政はそれらの問題に取り組んできて、それは担当も含め、政策決定分野も含めて、それらの男女共同参画とわざわざ声に出して言いませんけれども、その考え方はそれぞれの計画に盛り込まれてきているということをご理解を願いたいというふうに思います。それで、民間へのそういうのを示せるのかということ、なかなか県レベルと市町村では難しい面もございまして、男女雇用均等法も施行されてございます。それらについては、できるものから内部的に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、採用の関係なのですけれども、一回先ほど答弁したのですけれども、比率からいきますと、受験数の比率からいくと女性の合格率はたしか多いと思います。それで、国の場合ですと1種試験で一応1種合格者として登録をしていて、各省庁がその中から優秀な人を取りたいというときには男性に集中する嫌いがあるので、国の指針では女性も採用するよという目標数値を掲げてございますけれども、市町村の場合ですと欠員ができて、必要な分を採用すると。そのときにはやはり地公法に、地方公務員法なりに基づく公平、成績の原理というのがありますので、成績上位者から採用せざるを得ないと。その結果としては、女性がいないのかというと、こここのところの採用を見ますと女性の受験者数からいうと女性の採用のほう成績が単純にいいということなのでしょうけれども、採用になってきているというのがございまして、市町村レベルで成績に関係なく女性のほ

うをとるのだという指針を出すのは難しいと。というよりそれをしてはかえっていけないというふうに考えておりますので、その辺は十分にご理解をいただきたいなというふうに思います。また、採用された女性につきましては、砂川市の級別資格基準に基づいてそれぞれ昇級、昇格をしてございますし、これからは優秀な女性の管理職が出てくるというふうに考えておりますので、十分にご理解を願いたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、通告に従いまして、大きく1点一般質問をさせていただきます。

病院改築後における医療職種の確保についてであります。現在の病院運営においては、高度医療に対応していくためにも高度な医療知識と技術による専門性の発揮が求められております。我がまちの病院は、現在平成22年10月開院を目指して工事が進んでいるところでありますが、病院改築後における看護師を初めとする医療技術職員の確保はもちろんのこと医療の質の向上を考えると看護大学の必要性が求められていると考えます。

そこで、次のことについて伺います。小さな1点目として、道内における看護師養成学校の動向についてであります。

小さな2点目として、砂川市立病院を核として医療を展開する上で看護大学並びに医療専門学校等の集積が必要と思われるが、市立病院の専門的な立場からの考えについてを聞かせていただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1、病院改築後における医療職種の確保についての（1）及び（2）についてご答弁申し上げます。

まず、（1）、道内における看護師養成学校の動向についてのご質問であります。看護師資格を得るための国家試験を受験するには文部科学省が所管する学校及び厚生労働省が所管する養成所の看護教育機関へ進む必要があります。現在道内には、旭川医科大学医学部看護学科を初めとして10校の4年制看護大学、保健師学校養成所が2校、助産師学校養成所が3校、保健師、看護師養成所が1校、看護師3年課程全日制3年間の看護師学校養成所が29校、看護師3年課程全日制4年間の看護師学校養成所が1校、5年一貫校の高等学校及び専攻科の学校が2校、看護師2年課程全日制2年間の養成所が5校、看護師2年課程定時制3年間の養成所が6校、看護師2年課程通信制が2校、准看護師養成所が12校と合計73校の看護教育機関が設置されており、平成20年度の入学状況については全体で募集定員1万267人に対し入学者数9,520人で、定員に対する充足率は92.7%となっております。また、平成20年度の新設学校学科は、私立大学と医師会及び学校法人の4施設で、閉校閉科につきましては公立4施設と独立行政法人及び医師会の6施設となっております。

次に、(2)、砂川市立病院を核として医療を展開する上で看護大学並びに医療専門学校等の集積が必要と思われるが、専門的な立場からの考え方についてご答弁申し上げます。まず、看護大学についてであります。看護大学の役割は高度な専門性と豊かな人間性を備えた看護職を育成するとともに、看護を実践していく上で科学的、理論的、論理的に判断する能力などを習得させる場として4年制大学の必要性がうたわれているところであります。現在道内では、平成20年度に新設の2校を含め10校の4年制大学が札幌市、旭川市など比較的人口の多い都市に設置されている状況であります。前段申し上げましたように、道内には看護大学を初め看護教育機関は73校あり、当院においても3年課程の看護専門学校が併設されております。また、平成21年度からは看護教育カリキュラムが変更されることから、今後における看護レベルの向上が図られてくるものと考えております。このことから、看護大学の集積については、道内の状況を踏まえ、踏まえるとともに医療を取り巻く情勢を見据えていくべきものと考えます。

次に、医療専門学校の集積についてであります。まず実際に当院でどのような医療職種が従事しているのかをご説明申し上げたいと存じます。当院は、18の診療科を標榜しており、それぞれ診療機能に必要な医療従事者を採用しているところであります。医師や助産師、看護師以外では、薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、リハビリテーション領域に関しましては理学療法士、言語聴覚士、柔道整復師を採用しており、精神科領域の関係においては作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理士をそれぞれ採用、泌尿器科領域で行われております人工透析治療では機器操作や機器管理の関係から臨床工学技士を採用し、手術における機器操作などについても臨床工学技士が対応しております。さらに、眼科領域では視能訓練士、栄養領域では栄養士など、当院の診療機能に必要な職種がそれぞれの部門で医療に従事しているところであり、これら必要な医療従事者については医療資格を取得できる薬科大学を初め各種大学及び専門学校において資格を取得した人材を道内、道外まで対象として公募し、確保に努めている状況にあります。道内における薬科大学及び医療専門学校等の状況であります。薬科大学は3校、放射線技師養成校は3校、臨床検査技師養成校は4校、臨床工学技士養成校は4校、視能訓練士養成校は2校、理学療法士養成校は10校、作業療法士養成校は9校、言語聴覚士養成校は3校、柔道整復師養成校は4校となっております。これらの養成校は、主に札幌市を中心に開設されており、病院機関が多い都市部に集中している状況にあります。医療従事者の需要と供給のバランスにおいては、一部に不足、または過剰の職種もうかがえますが、いずれも医療情勢によってその都度その必要度が大きく変わることもあり、全体的にどの職種の養成校が必要かは判断つかないものであります。医療に必要な人材は、幅広い養成校から確保することに重点を置いていることから、集積につきましては病院といたしまして現段階では考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、再質問ということでしてまいりたいと思います。

1点目、道内における看護師養成学校の動向ということですが、今ほど説明いただいた中で動向ということは大体わかってまいりました。私も事看護大学については昨年の3月の定例議会、さらには平成19年6月の定例議会、もっとさかのぼると、残念ながら私は今社会経済のほうを担当しておりますので、経済のことはお話しできませんけれども、もう8年ほどになるのかなと思います、看護大学については企業誘致ということから聞かせていただいた、それが一つの始まりかなというふうに思っています。この看護大学、1年に1回というか、定期的に聞かせていただいているわけではありますが、既に砂川の市立病院も改築工事が始まって、平成22年秋には開院ということですので、ぜひ私はその後のことをということからも看護大学の話をさせていただいている経緯がございます。そういった中で、看護師養成学校の動向について改めて聞かせていただきましたけれども、そういった話をしている質問を通して聞いているその間にも、やはり新しく看護大学、看護学科というものが新設もされてきているのだなということを改めて感じさせていただいています。この2校というのは、旭川と恵庭ということになるかと思っておりますけれども、時代はまさに動いているのだなと。8年、10年ぐらい前には、看護大学というもの全国的には県立だとか国公立の大学の中に看護学科を設置してという一つの流れから始まってきているかと思っておりますけれども、どんどん、どんどん地方にも、そして私立大学のほうにも看護学科を新設してきているということはまさに各大学、各専門学校においても生き残りをかけて、時代の流れに、そして要望にこたえるがごとく実情を踏まえて新設をしていっているのだなというふうにも思っております。

そういった中で、動向についての中で答弁ありましたけれども、4年制の看護学科を初めとする各養成所含めて全体募集人員が約1万人を超え、そしてなおかつ入学者数が1万人を切る約9,500人ほどということで、充足率が92%程度という話がありました。恐らく定員に満たないのだなとこの数字だけという私は感じたのですが、決してこの数字に惑わされることなく、よくよく考えてみると今まさに春ということは大学受験の時期でもありますし、私も新聞報道見ながらどんな志願状況なのかなというふうに見ますと、やはり看護系の、看護系というか、4年制の大学、看護系を持っている大学はやはり募集定員以上に受験者があって、そしてなおかつ定員ぎりぎり、もしくは定員を超えるほどのとっているというようなことを考えますと、決して養成所が幅広く、通信制もありますし、いろんな分野にわたってある中でいきますと、この数字の約92%ということでの定員に満たないのだということではなくて、やはり時代の流れにのっとなって、今求められている看護大学の学生、そして看護師といったところにはやはり根強く人気があるのかなと。そういったことから私はやはり看護大学ということは必要なのだなというふうにも思っている一人でもあります。そして、旭川で新しく平成20年新設されたということから見てみますと、たまたま砂川にある看護専門学校の生徒さんともお話しする機会があ

った中で、以前は結構旭川方面からも来ていたのです。それが平成20年、今の1年生あたりだと旭川方面からの生徒さんの数が激減、もしくは以前ほどいないようなことも聞いております。そういった中でいくと、やはり地域に、また地元にそういう看護大学、看護学科というものが新設されたことによって、生徒さんの動きが変わってきたのかなということも改めて感じさせていただいております。

それと、今ほど説明をいただいて、答弁をいただきました看護大学、また医療専門学校の集積ということでもありますけれども、道内での看護大学が10校ということで、先ほどもお話したように1校、2校とふえているのもありますし、さらに砂川市立病院というのは診療科目18診療科を標榜しているということからも専門の医療職種といった部分では幅広くあるのだということを含めて改めて感じさせていただいております。そして、それに基づいて考えていったときに、それぞれの専門の医療技術者を養成する養成の学校、大学並びに専門学校といったところもふえてきている、もしくはあって、それがほとんどが大都市、都市部に集中しているというような話も聞かせていただいた中であります。ある道央のまちは、リハビリもすばらしく、リハビリの専門学校もあって、砂川からも通っている子供たちもいるということも聞いております。そういった部分では、そういったことも含めながら、私はやはり砂川の市立病院が新しく改築され、開院されたことによる病院を核とした部分での可能性といったことから私はその辺をいま一度しっかりと考えていくべきではないかなというふうにも思っております。

そういった中で、私自身も思いはたくさんあります。個人の思いというよりは、将来の砂川のことを考えたときの議員としての思いでもあります。やはり看護大学とか専門の医療技術専門学校なりが砂川に病院を核として集積されていったときには、砂川市の人口がもう1万9,500人という人口減少の中でも、場合によったら人口減少の歯どめとなる、そして若者たちが砂川に定着する、さらには交通の利便性のよい砂川であります。札幌、旭川の間、札幌まで特急で44分という時間と距離のところでもあります。場合によったら札幌方面、都市部からの通う子供たちもいる。今現在も看護学校に来ている子供たちの何人かは、何人かというより結構多いのかなと思っていますけれども、札幌からJRを使って通学している子供たちもおります。そういったことを考えたときに、昼間人口も含めてふえていく要素があるのかなというふうに私は可能性を求めている議員の一人であります。この自分の思いだけを伝えてもしょうがないのですけれども、そこでいま一度2回目の質問ということで聞かせていただきたいと思いますが、やはり過去も質問して、いつも聞いている答弁はあるのですけれども、いま一度やはり看護大学に向けてこれを検討したり、研究していったらいいかなものかというふうに私はいまだに思っております。前回ときには、市立病院の改築に職員一丸となって全力で投球していかなければいけないということからのいま一度検討、研究するについては余り考えていないという話でありましたけれども、この時期いま一度どういう考えをされているのかを聞かせていただきたいと

いうふうに思いますし、それと医療技術の専門の養成所、学校ということがもし砂川の市立病院の周辺に集積されてきたとしたら、病院とその医療専門学校との連携とつながりというのは市立病院の専門的な立場からどういうふうな形になっていくのか、もしくは考え方を聞かせていただきたいなということを申し上げて、2回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員の2回目の質問に対する答弁は、休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時07分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

沢田広志議員の2回目の質問に対する答弁を求めます。

市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 それでは、2点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の看護大学に対する考え方がありますが、現状の医療情勢につきましては今以上の質の高さを求められてはおりますが、いまだに地域的には看護師が不足しているところが非常に多く、看護師の確保が優先されているのが実態であります。当院におきましても附属専門学校があり、他市の附属学校よりは非常に高い就職率で自分の病院へ採用を行っております。質の向上でいえば、先ほど申し上げましたけれども、次年度に国がカリキュラム等の変更による看護レベルの向上を目指しておりますので、これにあわせて当学校も変更を予定しておりますので、これらを期待しながら、現状の体制で推移していきたいというふうに考えております。

それから、医療専門学校の集積でございます。これについては、つながりという点でお答えしたいと思います。医療技術専門学校のつながりではありますが、この各種専門学校においては専門課程修得のためにそれぞれの医療機関におきまして臨床実習が必須となっております。このことから当院におきましては、薬剤師を初め多くの医療専門職を抱える病院に実習を求める学校が多い中で当院においては各部門で対応できる範囲で実習を受け入れを行っております。現状では薬剤部2校、放射線科2校、臨床検査が3校、栄養科1校、作業療法学科2校、精神保健福祉士1校、言語聴覚士1校、リハビリテーション科3校と非常に全道の各職種におきます15校から毎年実習依頼が来まして、年度ごとにまたその要請が大きく、多くなっているのも現状でございます。病院としてこれらの医療専門職が必要になった場合については、各学校、各専門学校等含めて公募などを行うこととなりますので、これらのことに関して少なからずつながりが図られている状況で、現状の体制で十分というふうには考えております。

○議長 北谷文夫君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 最後の質問になるかと思えます。看護大学についての検討、研究を考え

てみないのだろうかということの私の質問に対して今現在の看護専門学校を現状維持をしながらということで、検討、研究についてはまだ難しいのかなというふうに感じ取らせていただきました。やはり今事務局長から答弁ありましたように、看護師さんはまだまだ不足しているという中で、砂川の市立病院もこれからまだまだ必要とされている部分、さらに私は素直にやはり歴史をずっとたどってきている看護専門学校があり、そして新しい市立病院が開院するからこそ、一つの将来像の中で看護大学といった部分があってもいいのではないかなということから過去何回か一般質問させていただいた経緯がございます。そのような思いも言いながらしているところをご理解いただきたいなというふうに思っています。

そういった中で、今まで病院の専門的な立場から、今回どちらかということと病院の専門的な立場から聞かせていただいているということで、このこと自体は今後いろんな形での誘い水にもなってもらえればなど。強いて言うと専門的な立場からこういうことは場合によったら必要があるだろうということも私もしんしゃくしていかなければいけないのかなということから、今回専門的な立場ということから聞かせていただいているところでありますけれども、医療専門学校、医療技術の専門家養成する関係の養成校も都市部を中心にたくさん集約されてきているといった中で、今ほどやはりそういう医療専門学校で学び、そして技術を習得するに当たってはやはりどこかできちっとした実習をしていかなければいけないということでは、砂川の市立病院も約15校からの要するに実習受け入れをしているということであると、このことについては恐らく私は民間が、民間の養成学校が砂川のほうに入ってこなければいけないのかなと思っておりますけれども、もし砂川の市立病院の周辺にこういった医療専門学校が進出してきたときには砂川の市立病院も実習ということではしっかりとした受け入れができるのかなということ私としては確認をさせていただけるのかなというふうに思っております。そういったことで、確かに今の市立病院、市立病院経営に向けても全力投球しなければいけない、病院改築、平成22年開院に向けてもまさに全力投球であるということは十分承知している一人でもあります。そういった中で、将来の砂川のまちづくりの中の考え方からも砂川の市立病院が新しいからこそ見出せる分野ということで私は看護大学のことを聞かせていただいておりますし、今回新たに医療技術専門の養成所といったことから聞かせていただいています。

そこで、ちょっと若干違うことかもしれませんが、今の砂川市立病院の現状の中で1点聞かせていただきたいのですけれども、砂川市立病院、18診療科を標榜して、なおかついろんな医療従事者、医療技術の従事者が幅広くいるわけですが、よく聞く話の中には一度そこに勤めてしまうと結構長くずっといらっしゃる方がいると。いたらだめということではなくて、強いて言うとそここのところに勤め始めたらもう大体定年までいるという部分が結構、これは砂川の市立病院だけではなくてほかの病院もそうだと思うのですけれども、やはり医療技術というのは常にやっぱり日進月歩の技術の世界でもある

のかなと私は思っております、その分野においては。そういった部分では砂川市の市立病院の現状というのはどんな形になっているのか、もしわかる範囲で構いませんので、この辺をお聞かせいただいて、私は最後の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 今の医療職の問題でいえば、実際薬剤師初めいろいろと各種の専門技師がおります。ただ、過去の経過で申し上げますとやはり定年までいる、平均して定年までいるというよりは、当然女性も採用しておりますから、途中で異動ということもあります。ただ、平均的にいえばいわゆる薬剤師がいわゆる門前薬局、いわゆる調剤薬局がふえたことによって多少の異動はありましたし、現状でいえばやはりリハビリテーションがそれぞれの地域でいろんな活動しておりますから、それに向けて一部異動したこともあります。そういう経過で、ほとんど一度採用になりますとほぼ定年までというような背景は一応現状ではあります。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 (登壇) 通告に従いまして、質問します。

1、児童生徒の携帯電話利用について。文部科学省では、昨年11月から12月にかけて全国の小中高生に携帯電話の利用実態調査を実施し、2月25日に結果の発表がありました。それによると、中学2年の約2割が1日50通以上のメールの送受信を行っており、100通以上のやりとりをする小学生もいるという実態が報告されています。また、食事中にも携帯電話を手放せない子供もおり、子供の携帯電話依存が進んでいることが改めて浮き彫りになりました。市内においてもメールで死ね、いなくなれなどと送られてきたいじめがあり、保護者が悩んでいたりと、また掲示板にうざいと書かれて、中学生の息子が落ち込んでいても保護者が携帯電話の利用についての認識が追いついていかれず、どうしてよいかわからないという声も聞かれています。いじめや犯罪につながるトラブルに巻き込まれないようにするには、保護者と学校でそれぞれ子供を危険から守る取り組みを深めていく必要があると思います。

そこで、伺います。(1)、本市の児童生徒の携帯電話の所有、利用の実態、学校への持ち込み禁止についての取り組みについて。

(2)、携帯電話のインターネット機能や掲示板機能などによるトラブルに巻き込まれているような実態をどのように把握しているのか。

(3)、同級生に対する誹謗中傷があり、いじめの一因となっていることがあるが、子供が被害者にも加害者にもならないような教育も必要と思うが、その取り組みについて。

(4)、保護者も悪質サイトの閲覧を制限するフィルタリング機能などを理解していない実態があるが、保護者に対する情報提供などの取り組みについて。

以上です。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、大きな1、児童生徒の携帯電話の利用についてご答弁を申し上げます。

近年の情報化社会の進展によりまして、携帯電話、インターネットなどが一般に普及し、これらを使った事件が多発しており、大きな社会問題となっております。これらは、大人の社会ばかりではなく、児童生徒の中にも発生し、いじめ等の問題行動や有害情報へのアクセスによるトラブルなど教育上の大きな課題となっているところであります。児童生徒に対する情報モラルの指導徹底につきましては、インターネットや携帯電話での誹謗中傷等によるいわゆる新しい形のいじめや掲示板への悪質な犯罪予告など、個々が安易な気持ちでインターネットの掲示板に書き込まないよう指導の徹底を図るとともに、保護者と連携し、適切な指導を行ってきたところでございます。しかし、全国的に見ますと依然として児童生徒がいじめや犯罪などのトラブルに巻き込まれるケースが後を絶たない状況であります。

ご質問の（1）の本市における児童生徒の携帯電話の所有、利用の実態、学校への持ち込み禁止の取り組みについてご答弁を申し上げます。文部科学省では、全国的な実態調査を経て、1月30日付の通知によりまして学校における携帯電話の取り扱いについて基本方針を示しました。それによりまして、携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、小中学校においては学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止とすべきであること、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合やその他のやむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には保護者から学校長に対し児童生徒による携帯電話の学校への持ち込み許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられることから、このような場合には校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり、下校後に返却するなど、学校での教育活動に支障がないように配慮することなどとされてございます。教育委員会といたしましては、従前より基本的には学習の場である学校に携帯電話は不要なものとの判断から、同様の方針で指導を行ってまいりましたが、本通知にあわせて改めて方針の明確化を行い、各学校に対して指導を行うよう通知したところでございます。市内の各小中学校においては、この基本方針に基づいた指導の徹底を図るとともに、それぞれ独自の調査を行うなどして児童生徒の携帯電話の所有状況や利用の状況を把握し、実態に即した的確な指導を行ってございます。また、青少年指導センターにおいてもDVDを使用した研修を行うなど、学校での指導や保護者会での啓発などを呼びかけているところでございます。今後におきましても保護者や地域と連携、協力しながら、砂川市の指導方針を引き続き徹底するよう努めてまいりたいと考えてございます。

次に、（2）の携帯電話のインターネット機能や掲示板機能などによるトラブルに巻き込まれるような自体をどのように把握しているのかについてご答弁申し上げます。いわゆる新しい形のいじめにつきましては、他の生徒指導上の諸問題と同様日常的な教育相談活

動において実態や状況について把握し、適切な対応を行っているところでございます。具体的には児童生徒との日常的な触れ合いや観察による異変の察知、個別面談、または児童生徒本人や保護者からの相談、アンケート調査などさまざまな手段で児童生徒の悩みや心のサインを察知すべく対応を強化しているところでございます。また、未然防止、早期発見の観点から教育委員会や学校においてネット巡回やサイバーパトロールを随時実施するなど、実態の把握に努めているところでございます。

次に、(3)の同級生に対する誹謗中傷があり、いじめの一因となっていることがあるが、子供が被害者にも加害者にもならないような教育が必要と思うが、その取り組みについてのご質問にご答弁申し上げます。いじめやインターネット上の有害情報から児童生徒を守るためには、学校への携帯電話の持ち込み禁止や使用禁止を行うことだけではなく、情報化の影の部分も含めて情報社会についての理解を深めることが重要であります。そのため学校では、情報社会においては児童生徒も含めてすべての人間が情報の送り手と受け手の両方の役割を持つことから、インターネットの掲示板やブログ等へ誹謗中傷や犯罪予告を書き込むなど、安易な情報の発信によって他人の心を傷つけたり、思わぬ事件、事故につながるおそれがあることや情報を扱う者には責任が伴うことなどについて児童生徒に認識させ、情報モラルの必要性について児童生徒の成長段階に応じて指導を徹底しているところでございます。あわせて中学校ではそれぞれ生徒や保護者を対象とし、外部から専門的知識を有する講師を招いて携帯電話の功罪についての講演会を開催するなど、指導形態や学習内容に工夫を凝らした取り組みを行っているところでございます。今後におきましてもより効果的な指導に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、(4)の保護者も悪質サイトの閲覧を制限するフィルタリング機能などを理解していない実態があるが、保護者に対する情報提供などの取り組みについてご答弁申し上げます。携帯電話の利用をめぐっては、ネットいじめや有害情報へのアクセスのほか、基本的な生活習慣の乱れなどさまざまな問題が指摘されていることから、学校、家庭、地域が連携して児童生徒を見守る体制をつくる必要があると考えております。このため教育委員会といたしましては、学校を通じて保護者等に対して家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能について積極的に情報提供を行うとともに、その実行や利用の促進について働きかけを行ってきたところであります。今後におきましても学校において子供たちに対する情報モラルの指導だけではなく、保護者に対する情報提供や啓発活動を積極的に行い、教育行政に対する期待にこたえていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、2回目の質問をします。

今回この携帯電話の利用についてを取り上げたのは、市民相談であるお母さんから子供が携帯のことでちょっと悩んでいるという、そういう相談を受けましたので、その後、主

に中学生の子供さんを持つお母さん方、7人ぐらいですけども、聞いてみました。そうしたところ、ほとんどの、全員のお母さんがもう携帯電話についてはいろんなことで悩んでいたということがありましたので、砂川に住む子供たちがそういう携帯電話を使うことによっていじめられたり、犯罪に巻き込まれたりさせたくないという、そういう思いで今回取り上げさせていただきました。

相談を受けた方は、子供さんが中学生の男の子供さんがいらっしゃる方で、携帯電話を買ってほしいというふうに言われるのですけれども、まだ持たせていないようなのですけれども、友達が携帯電話でいじめられて、そのお母さんが学校に相談に行ったという、そういうお話を聞いたので、ちょっと持たせるには心配だということで、そういう相談がありました。それで、主に中学生の子供さんがいらっしゃる方々に一人ずつ聞いてみました。あるお母さんは、やはり中学生の子供さんがいらっしゃるのですけれども、家族でルールを決めているというのです。自分のうちはルールを決めて、夜9時以降は使わない、土曜日、日曜日也使わない、御飯を食べるときにも使わないという、そういうふうなルールを決めてやっているのだと。でも、自分の家だけでルールを決めても、夜遅くに友達からメールが入ってくるというのです。そしたら、子供が友達から来たメールには答えなければならないと、そういうふうに言ったそうです。そのお母さんも来た場合には答えなければならないかなということで、それは仕方ないねと許したそうですけれども、自分のうちでしっかりそうやってルールを決めてもほかのうちはそれぞれいろいろ別ですから、それでなかなか自分のうちのルールを決めてもそういうことがあったりして、もう仕方ないのかなとお母さんは言っていました。そしてまた、その家族では、きちっとしている家族、家庭なのですけれども、お友達が遊びに来て、部屋で遊んでいるのだけれども、話し声がしないので、ちょっと行ってみたら、遊びに来ているのに会話がないというのです。それぞれが携帯で何かしていて、同じ部屋にいるのだけれども、会話をしていないというのです。それで、携帯をずっとそれぞれが見詰めていて、それで帰っていくようなのですけれども、そういう様子を見ていると全く会話がないので、気持ち悪いような気がするとお母さんも心配してました。それで、こういうことで将来社会に出たときにどうなるのだろうか、という心配もされていたお母さんがいました。その家庭では一時携帯が壊れてない時期があったそうです。1カ月ちょっとだったそうですけれども、その携帯がないときには特に不便ではなくて、家族がみんな茶の間に集まったというのです。それで、会話が、普通に会話ができたと、すごくその時期はよかったというお話をされていました。特に携帯がないからといって不便も感じてはいなかったと、そういうお話をその家族の方はお話をしていましたけれども、そのお母さんが言うにはもうどうしようもないというのです。もうこれだけ携帯が出回っていったら、子供に言ってもなかなか難しいし、どうして携帯が、電話ができたときに18歳以下は使えないというふうに国で決めてくれなかったのだろうかとか何か怒ったように言っていましたけれども、そういうふうには言ってい

母さんもいらっしゃいました。

それからまた、もう一人のお母さんは、やはり中学生の子供さんがいらっしゃる方なのですが、夜9時過ぎてずっと遅くまでメールで友達と交信していて、ずっと遅くまで寝ないのだと。それで、どんなことを携帯でやりとりしているのかとちょっとちらっと見てみたら、もう寝るからといって携帯でお友達にしているそうなのです。朝起きたらおはようとまたメールするそうです。ですから、御飯食べているときにもお風呂入るときにもメール、携帯が離せない依存症になってしまっているとそのお母さん言っていました。トイレ入るときにも、とにかく携帯を離さないのだと。それで、もう本当に困ってしまって、何とかしてほしいのだけれどもと、そういうふうに言っていましたけれども、自分ではどうすることもできないと。

それからまた、もう一人のお母さんは、息子さんが中学生なのですが、やはりその掲示板というところに、最初の質問にも書きましたけれども、息子の名前でうざいって書かれたそうなのですよね。それで、息子さんが物すごく落ち込んでいて、それでそんなこと気にするのではないと言ってあげた、言ってやったのだけれども、それどうしていいかわからないというのです。でも、間違いなくうちの息子の名前でうざいというふうに書かれていたのだと。息子は自分だということわかって、それも同じ中学生から、子供さんから来たみたいなのです。それも何かわかんと言っていましたけれども、それですごく落ち込んでいて、どうしてやることもできない。気にするなと言っても息子さんはずっと気にしているようで、あとどうしてやったらいいかわからないというふうに言われていたお母さんもいらっしゃいまして、これ主なことなのですが、そのほか本当こちらで保護者の方に聞くともうすごい勢いで話ししてくるのです、どのお母さんも。そしてまた、家族のけんかというのは携帯でのけんかだそうです。やっぱり遅くまでやっていたりして、携帯が原因で親子げんかすることがすごく多いのだと、そういうふう言われていたお母さんもいて、どのお母さんも一気にいろんなことを話して、もうとまらないぐらい話してくださったのですけれども、もうどうしたらいいかわからないというのです。そして、友達の、子供の友達のお母さんは、いじめに遭っていたものだから学校のほうに保護者会に行くと、言いに行ったそうなのですが、そういうの見ていたりすると本当に皆さんどうしていいかわからないというようなことなのです。それで、学校だけで解決できる問題ではないかもしれないのですけれども、何とか、最近、先日、きょうも出ていましたけれども、道新にも近隣のまちでメールでいじめられて、飛びおりに、重傷を負ったということも出ていまして、教育委員会でも今調べているというニュースも出ていましたけれども、砂川に住んでいる子供たちには何とかそういうことに巻き込まれない、いじめに遭って、そういう取り返しのつかないことにならないうちに何かできることをしていくべきでないかなというふうな思いがあります。それで、教育委員会とか学校で何かできることを継続的にやっていくことが大事でないかなというふうに思います。

それで、2回目の質問なのですけれども、1回目の答弁の中にサイバーパトロールという言葉があったのですが、それとネット巡回という言葉もありましたが、それはどのようなことなのかということをお聞きしたいと思います。

それとまた、お母さん方がそういうふうに、お母さんだけでない、保護者の方がすごく心の中にたくさんいろんな困っていることを持っているので、やはりそういう声というのですか、保護者の人たちの声を本当に聞く場というのも必要ではないかなと。どんなことで悩んで、それぞれ別々なのです、その家庭、その家庭で。きちっとルールつくっているところもあれば、そうでなくてどうしたらいいかとわからなくなっているところもあれば、ルールつくっているというお話聞けばまた別なお母さんもそういうことしているのだったらうちもやってみようかなと思うお母さんもいらっしゃると思うのですけれども、何かそういうことを、困っていることを吐き出せる場というか、そういうことも必要でないかなというふうに思いますけれども、今後やはり継続的に、今答弁の中でもこれから方針を示していくというお話とかいろいろありましたけれども、砂川としても何か統一してルールをつくるのがいいのかちょっとわからないのですけれども、継続的に取り返しのつかないことにならないうちに学校としてできることをやっていただきたいと思うのですけれども、その2点伺いたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 携帯電話の関係につきましては、議員さんからの質問の中でもお話がございましたけれども、やはり家庭でも学校でもきちとしたそういうルールというのはやっぱりつくっていくということが必要だろうと思います。学校においては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、原則的には持ち込みを禁止するというような措置も再度指導をしているところでございます。家庭においてそういったルールづくりの大切さという部分については、市教育委員会といたしましても、学校といたしましてもそれぞれ認識をしているところでございまして、学校においては、先ほど答弁にも申し上げましたけれども、学校独自で父兄を対象としたそういう講演会等も開催をしてございますし、そういった中で携帯電話の功罪も含めて周知をしているところでございますし、インターネットを使った書き込み等々につきましてもそういった書き込む部分でのやはり責任がきちっと生じるのですと、そして悪質な書き込みをした場合についてはやはりそれを受けた本人が心を病むというような状況もあるので、そういった部分にも気をつけるようにというようなことも含めて、それぞれ子供たち、それから保護者に対してもそれぞれ取り組みを進めているところでございます。

ご質問のサイバーパトロールの関係でございまして、ネット巡回等々と同じような形でございます。どうやって教育委員会のほうでやっているかという部分でございまして、学校では全国ウェブカウンセリング協会という部分に登録をいたしまして、それぞれこの協会で全国的にそれぞれ学校に係る書き込みですとか、そういった部分の情報

を集約してございますので、そういった部分を活用しながら、インターネット上でそういう書き込みがあるのかどうか、どんな書き込みがされているのか、こんな部分をそれぞれ巡回をしながら、確認をして、問題がある場合についてはそういった部分から適切に対応をとらせていただいているということでございまして、インターネット上でそういう学校のウェブ上に、学校に関する情報がウェブ上に書き込まれていた、掲示板に書き込まれたと、そういった部分も常にある程度インターネット上で巡回をして、確認をしていくという、そういう作業になります。

それと、携帯電話の今後の継続的な取り組みという部分でございすけれども、現在も実施をしておりますけれども、議員さんからお話がございました近隣の市町でもそういった携帯電話を使ったメールのやりとりがというようなこともあったようでございます。こういった児童生徒、さらには保護者にかかわる講習会等々さまざまな機会を通じながら、携帯電話の功罪等、ルールづくりの必要性、こういった部分についても十分周知を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。また、サイバーパトロール等でそういう情報があつた場合については、今後ともやはりいじめにつながる部分の問題については早期に発見をして、早期に対応をしていくということが重要でございすので、そういった取り組みにつきましても継続的に取り組んでまいりたいと、そのように考えてございすので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 北谷文夫君 吉浦やす子議員。

○吉浦やす子議員 では、3回目の質問、最後なのですけれども、教育長のほうに伺いたいのですけれども、今回の教育執行方針の中にも道徳教育ということで他人を思いやる心、命を大切に作る心、美しいものや自然に感動する心、そして基本的な規範意識の高揚などを指導することは豊かな人間社会や、人間性や社会性の育成という視点から極めて重要な課題でありますというふうにあります。携帯で死ねとかいなくなれとかそういう言葉、お母さん方に聞いたらそんなの珍しくないというのです。そういう言葉も結構使っているのだというお母さんがいらっしゃったのですけれども、もうびっくりすることではなく、もう日常そういう言葉がよく使われていると言っていたお母さんがいらっしゃいます。教育長のこの執行方針の中にもありますやはりそういう人を思いやる心があれば、こういう死ねだとかこういう言葉って出てこないのではないかなというふうに思います。ですから、やはりこういう道徳教育ということもひとつとても大切なことではないかなというふうに思います。そういうことで、このことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） 携帯電話のことに关しまして道徳教育の問題に触れましてご質問をいただきました。ただ、今回の執行方針の中で道徳教育を重点的に取り組むというお話をさせていただきましたけれども、これは特に学習指導要領の中に改正がされまして、重点的に取り組む事項になっているというのがまず1点でございす。ただ、

今まで道徳教育をしていなかったかといえば、いわゆる年間35時間の道徳の時間がありまして、議員さんがおっしゃっていましたやはり小学校の低学年から中学生まで現状の改正前の学習指導要領の中にもやっぱり他人を思いやる心ですとか、やはり年寄りの高齢者の方を敬う心だとかというのは教えなければならない一つの道徳の中身になっているのです。それを今回の4月以降の道徳教育の中に重点的にやはり相手を思いやる心があれば相手に対する傷つけたり、いろんなことはできないわけですから、これは学校を中心にして授業の中では教えてまいりますけれども、やはりその中ではすべて補完できませんので、やはり家庭教育という部分が本当に大事な部分になってまいります。その中でいえば、家庭教育という部分は今まで教育基本法の中には家庭教育という部分が触れられていなかったのですけれども、18年の12月の教育基本法が改正された中には家庭教育という部分が出てきて、第1次的な子供さんに対する責任は家庭にあるのだよという、そういう具体的な指針が条文の中で出されてきておりますので、これはいわゆる道徳等含めて、道徳は今まで学習指導要領の中にあつたのですけれども、それがいわゆる教育の目標の中に、第2条の中に具体的に教育の目標としていわゆる心の問題も触れて全体的に教育を進めていくという、そういう状況になっておりますので、やはりそれらを踏まえて、とにかく学校のほうにはこれらの問題を踏まえて真剣に取り組むようにという、そういうことで4月以降、ことしから準備段階はしておりますけれども、対応していきたいというふうに考えております。

それで、携帯の問題なのですけれども、携帯の問題はもう各種いろんなケース、ケースでいろんな報道がなされていることはこれ間違いない事実なのです。それで、各砂川市内の実態を調査をさせていただきましたけれども、やはり小学校の高学年、5年生、6年生の、小学校5校ありますけれども、その中では8.5%という、そういう率になっておりますし、中学校はもちろん40%台で、43%になっているというふうな状況でありますから、ただこれは学校に、教育に必要なものでありませんので、学校には持ってきてはいけませんよということで教育委員会として基本的な指針を各学校に通知をして、そのとおり対応をいただいております。ただし、家庭で使っている子供さんがそれだけの率があります。ただ、アンケートだけですから、実際はきっとそれより多いのかなというふうには思っておりますけれども、やっぱり議員さんがおっしゃったとおりやっぱり家庭でのルールづくりといいますか、ルールを決めていただかないとなかなかこの正常な使い方にはならないという、そういう状況もありますし、特に一番驚くのは携帯を持って、どこでも持って歩くのです。例えば議員さんがおっしゃったとおりふろ場の中に持っていくということは、やっぱり友達からメールが来たら、例えば友達の話し合いの中で10分以内とか30分以内に返答しなければその約束で除外されるよという、そんなようなふれ込みもあるようでございますから、やっぱり携帯というのはやっぱり保護者の方が買い与える前に、やっぱり学校だとかそういう部門で道徳だとか、道徳だけの時間でないと思うのですけれ

ども、やっぱり特別活動ですとか教科の授業などすべての教育活動の中にやっぱりモラルを高めることが必要でないかなというふうに思っております。ですから、これは今後やっぱり今議員さんをご指摘になった、やっぱり保護者の方は悩んでいるのだと思うのです。ですから、やっぱり学校だけでなく、家庭だけでなく、やっぱりそういうPTA活動ですとか、保護者の会合のときにはやっぱりこれらを提言しながら、望ましいスタイルはどうあるべきかについて十分全体的に協議といいますか、論議をして、砂川ではそういう隣町のような事件、事故が起こらないような形でぜひ推移をしていただきたいなというふうに思っているところでございます、いずれにしましてもいろんな形があると思いますけれども、やっぱり保護者あるいはいろんな方々に、子供も含めて同じ認識のもとでやっぱりこれらの対策について取り進めていかなければならないという教育委員会としても十分認識を持っておりますので、今後におきましても十分これらを踏まえましてPR活動に対して積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうかご理解を賜りたいというふうに思っております。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時47分